

1. 議事日程(第4日目)

(平成18年度安芸高田市予算審査特別委員会)

平成18年 3月16日  
午前10時00分 開議  
於 安芸高田市議場

1、開会

2、議題

- (1) 議案第52号 平成18年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第54号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- (3) 議案第55号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- (4) 議案第56号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計予算

3、散会

2. 出席委員は次のとおりである。(21名)

委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	田 中 常 洋	委員	加 藤 英 伸
委員	小 野 剛 世	委員	川 角 一 郎
委員	塚 本 近	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	熊 高 昌 三
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	渡 辺 義 則	委員	亀 岡 等
委員	藤 井 昌 之	議長	松 浦 利 貞

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名(22名)

市 長	児 玉 更太郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	財 政 課 長	垣野内 壮
福 祉 保 健 部 長	福 田 美 恵 子	社 会 福 祉 課 長	重 本 邦 明
査 察 指 導 担 当 主 幹	信 川 敏 之	児 童 福 祉 係 長	中 元 寿 文
障 害 者 福 祉 係 長	小 笠 原 義 和	高 齢 者 福 祉 課 長	沖 野 和 明

介護保険担当主幹	花 尾 智恵夫	介護保険係長	中 谷 文 彦
保健医療課長	川 井 清 登	福祉医療係長	依 秀 樹
健康推進係長	久 保 ヒトミ	吉田保育所長	是 常 知 昭
向原こばと園長	高 橋 義 照	八千代支所長	平 下 和 夫
美土里支所長	立 川 堯 彦	高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則
甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸	向 原 支 所 長	益 田 博 志

5 . 職務のため出席した事務局の職氏名 ( 3 名 )

事務局 長	増 本 義 宣	議事調査係長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

熊高委員長

皆さん、おはようございます。

連日、ご苦労さんでございます。

それでは、前日に引き続いて会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。

まず、議案第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算のうち、福祉保健部に係る部分を議題といたします。

それでは、執行部から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長

それでは、平成18年度安芸高田市一般会計予算の福祉保健部の所管するところについてでございますが、歳出予算の民生費では、対前年比12.5%の減となっておりますが、これは予算審査特別委員会の初日に総務部長の方から各会計についての説明等ございました中でありましたように、向原に完成しました特別養護老人ホームの関係が大きな要因かと思われま。

ますます高齢化が進む状況下にある本市におきまして、子どもから高齢者、障害のある人も障害のない人も、健康で安心して暮らせる、ともに支え合う地域福祉社会を構築していくことが重要となっております。こうした社会構築を目指し、本予算では、新規なものとして、ハード事業では、少子化対策の一環として子育て支援で、3歳未満児を対象といたします保育所の建設、またソフト事業では、健康づくりの総合的、長期的指針の策定ということで、健康安芸高田21計画策定事業、自立支援法施行に伴う障害者福祉計画策定事業、介護保険法改正によります地域支援事業、介護予防支援事業等の実施に向けて予算計上いたしております。

また、重点事業といたしまして、健康安芸高田21計画策定と並行いたしまして、住民の主体的な健康づくりについての意識の高揚を図るための啓発活動をするとともに、健康づくり推進体制づくりに取り組む健康づくり推進事業の予算計上をいたしております。

なお、平成18年度予算編成につきまして、お手元の方に配付させていただいております資料のように、障害者自立支援法施行及び介護保険制度改正に伴う予算の組み替え、また母子・予防・老人保健費を健康づくり事業とする予算の組み替えをいたしております。また、今年4月から新たに県から障害者福祉に関します事務等8項目の移譲事務、また障害者自立支援法、介護保険制度改正など、福祉保健部におきましては、市民個人個人に直接かかわる事務が多く、広報等によりまして市民の方に周知徹底を図り、住民サービスの向上に努めたいと考えております。

予算の詳細につきましては各担当課長が説明をいたしますので、よろ

しくお願いいたします。

熊高委員長　それでは、引き続いて担当課長から説明を求めます。  
重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長　それでは、社会福祉課の予算の説明の前に、本日お配りしました特別委員会提出資料について、各課の冒頭に、先ほど部長からありましたように、それぞれ説明の前に説明ということでさせていただきます。

まず、1ページの社会福祉課予算組み替えに関する資料でございますが、これは障害者自立支援法の施行に伴い、これまで3障害、身体、知的、精神の予算で組んでいましたものを障害ごとに分けるのではなく、障害者自立支援訓練等給付事業費、障害者自立支援介護給付事業費、障害者福祉事業費の3つの事業にするということに組み立てをいたしました。下の方が平成17年度、今までの方では目の方で3つ、身体、知的、精神の3つの目で、それぞれの8事業ということでやっておりましたものを、今回の法改正によりまして、まず負担金事業、義務的事業といたしまして、障害者自立支援訓練等給付事業、目の方では障害者福祉費ということに1つにまとめました。それから次に、補助金事業といたしまして、地域ニーズに即した事業、メニュー等ということで、障害者自立支援介護給付事業費、それから市の単独事業といたしまして、障害者福祉事業費というような3つの事業に分類して予算編成をいたしました。

それから、2ページ目でございますが、これは総務のときにあったということで、資料を今回提出させていただきました。三位一体の改革による補助金の削減といいますが、これは上の方に国と地方公共団体の負担金の見直しということで、社会福祉課の関係で2つの法改正がありました。児童手当法の一部改正関係では、国と地方公共団体の負担割合の見直しということで、国庫負担金が現行が国が3分の2、都道府県が6分の1、市町村が6分の1であったものを、改正後は国が3分の1、都道府県が3分の1、市町村が3分の1というふうな、県と市町村が負担割合が多くなってまいりました。細部はまた下の方で、一概にすべてが3分の1ということではありませんが、後ほど説明といたします。

それから、2点目が児童扶養手当法の一部改正関係でございますが、国と地方公共団体の負担割合の見直しということで、児童扶養手当の給付費負担金が現行が国が4分の3、都道府県、市等が4分の1、この市等でございますが、安芸高田市が市として誕生いたしましたので、市の方は4分の1、都道府県の方はありません。都道府県が負担するのは、町村の場合が県が4分の1負担ということでございます。改正後が、国が3分の1、町村は払わず、都道府県の場合と市を設置したところが3分の2ということで、これがかなり4分の1から3分の2に負担増となっておりますということで、下の方には児童手当の国庫負担金、これがそれぞれに分かれております。

被用者児童手当負担金、これは3歳未満児の厚生年金加入の養育者等の関係、これが10分の9が10分の8に、それから被用者児童手当負担金、

3歳未満児の国民年金加入の養育者等、これが3分の2、が3分の1、それから特例給付費負担金、3歳未満児の所得制限により受けられない厚生年金加入者で、特例給付未滿の養育者の関係で10分の10、これは10分の10で変わっておりません。それから、昨年から小学校3学年の修了前までということで、被用者小学校3学年修了前の特例給付費負担金、同じようにこれは厚生年金の関係で、3分の2が3分の1、それから非被用者の関係が3分の2が3分の1。

次は、県負担金、同じように県負担金でございますが、県負担金が被用者の関係が10分の0.5が10分の1、非被用者が6分の1が3分の1、被用者小学校3学年までが6分の1が3分の1、それから非被用者も同じように6分の1が3分の1ということでございます。それから、児童扶養手当国庫負担金は、先ほど申しましたように、国が4分の3が3分の1に変わりまして、市が3分の2でふえております。

それで、額にしてみますと、下の表のようになります。平成17年度を左のように、それから平成18年度を右の表に掲げております。ということで、一般財源の方で見ますと、児童手当費の方が2,004万1,000円が4,206万7,000円、それから児童扶養手当費の一般財源1,879万9,000円が5,852万9,000円ということで、合計しますと3,884万円が一般財源合計で1億59万6,000円、一般財源で6,175万6,000円の増ということでなっております。補助金の削減という格好のものでございます。

それから、3ページをお願いします。平成18年度の児童館・児童クラブの委託料の関係でございますが、各事業名称で掲げて、3つの児童館と7つの児童クラブの人数のところは、職員の人数でございます。その明細につきましては、右のように、例えば刈田児童館でありましたら、館長1名、臨時1名、長期休業時というのが、夏休みとか春休み、冬休みというようなところでございます。臨時的に雇うものでございますが、これが1名ということで、それらをトータルして3名というふうな格好で掲げております。

それから、2月1日の児童数ということで、そこに掲げております。それから、新年度予算額、これが18年度の予算額でございます。それから、現在契約額というのが17年度で、今現在契約しとる額ということでございます。ということで、トータルで新年度予算は3,927万9,000円、現在契約額は4,074万円、若干の減になっております。

以上で社会福祉課の関係の予算、きょう出させていただきます提出資料の説明を終わります。

続きまして、社会福祉課に関係するものにつきまして、歳入は予算書によりご説明をいたします。予算書の18ページをお願いします。歳入でございますが、款12、分担金及び負担金、項2の負担金、目1、民生費負担金のうち2節児童福祉費負担金2億2,861万9,000円、内訳といたしましては、説明欄の14カ所の保育所保護者負担金、現年度分が2億652万8,000円、滞納繰越分150万円。次に、3カ所の児童館の保護者負担金374

万3,000円、次に、保育所の広域入所運営費に係る他市町村負担金1,046万3,000円、それから7カ所の児童クラブの保護者負担金638万5,000円を計上しております。

続きまして、21ページをお願いします。款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金のうち、説明欄、自立支援訓練等給付費負担金2億948万8,000円でございますが、これは補装具関係委託、居宅生活支援費及び施設入所者支援費等に係る国費の補助金でございます。次に、2節児童福祉費負担金の内訳といたしましては、児童保護措置費負担金6,898万8,000円、これは私立保育所及び広域入所保育所運営に係る国庫負担金でございます。公立分は補助がございません。次の被用者小学校第3学年修了前特例給付費負担金から、先ほど言いました、3つ飛んで特例給付費負担金までは、児童手当の支給に関する国庫負担金の額をそれぞれ計上しております。次の児童扶養手当費負担金2,923万8,000円は、児童扶養手当に要する国庫負担金でございます。次に、母子生活支援施設措置費負担金534万5,000円は、4世帯の入所委託に係る国庫負担金でございます。次に、特別児童扶養手当費負担金2,052万4,000円は、重度の在宅障害児に係る国庫負担金でございます。次の3節生活保護費負担金3億4,610万7,000円は、生活保護の扶助費に係る国庫負担金でございます。

続きまして、22ページをお願いします。項の2、国庫補助金、目の2、民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金の709万9,000円のうち、2、自立支援介護給付費559万9,000円、これは障害者生活支援費等に係る国庫補助金でございます。次の2節の児童福祉費補助金123万円は、ファミリーサポート事業等、ソフトの次世代育成支援対策の交付金でございます。次の3節生活保護費補助金107万6,000円は、診療報酬明細書等の点検及びケースワーカー研修旅費と生活保護適正実施推進事業費補助金でございます。

続きまして、23ページをお願いします。項の3、委託金、目の2、民生費委託金、中ほどですが、2節の児童福祉費委託金4万9,000円は、特別児童扶養手当に係る事務費の委託金でございます。

次のページですね、社会福祉費負担金の次のページをお願いします。24ページをお願いします。一番上の民生委員推薦会運営費負担金4万4,000円、これは民生委員の推薦会を運営するための負担金でございます。次が県移譲事務交付金891万2,000円、これは新年度、広島県から事務及び権限の移譲を受けます民生委員児童委員に関する研修指導及び報償費の支払い事務及び身体障害者手帳の認定、交付事務等に係る交付金でございます。次に、自立支援訓練等給付費負担金5,840万円は、補装具関係の委託、居宅生活支援費及び施設入所者支援費等に要する県費の負担金でございます。

次に、2節児童福祉費負担金ですが、内訳といたしまして、児童保護措置費負担金3,449万4,000円は、保育所運営に係る県負担金でございます。

す。次の被用者児童手当費負担金から非被用者小学校第3学年修了前特例給付費負担金までは、児童手当の支給に要するそれぞれの県の負担金でございます。次に、母子生活支援施設措置費負担金267万2,000円は、支援施設入所委託4世帯に係る県負担金でございます。3節生活保護費負担金1,193万5,000円は、住所不定者に対する国庫補助残を県の負担金として受け入れるものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。説明欄の4行目でございます。障害者福祉費442万8,000円及び自立支援介護給付費補助金279万9,000円は、補装具関係の委託、居宅生活支援費及び施設入所者支援費等に要する県の補助金でございます。次の2節児童福祉費補助金4,026万5,000円のうち、特別保育事業費等補助金529万9,000円は、地域子育て支援等の特別保育事業に対する県の補助金でございます。次の放課後児童対策事業補助金、これは794万1,000円、放課後児童クラブの運営費に対する県の補助金でございます。2行飛んで、次世代育成支援対策交付金406万円は、延長保育等の補助金が交付金制度になったものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。委託金の目2、民生費委託金、1節の社会福祉費委託金の説明欄、中ほどですが、援護業務交付金1万3,000円は、遺族戦傷病者等援護事務に要する委託金でございます。目の3、衛生費委託金、1節の保健衛生費委託金のうち、原爆特別措置法施行事務委託金は、原爆被爆者健康管理手当等の原爆事務に要する事務の委託金21万円でございます。

34ページをお願いいたします。款20、諸収入、項の3、貸付金元利収入の説明欄の下から3行目、障害者住宅整備資金貸付金現年度分元利収入314万8,000円は、障害者の居宅環境改善のために必要な住宅改修資金を貸し付けた貸付金の元利償還金収入でございます。

次に、35ページの雑入のうち、説明欄の下から3行目の社会福祉課関係雑入24万2,000円は、市外に住所のある人の障害者小規模授産施設の負担金を受け入れるものでございます。

それでは、歳出でございますが、予算書は51ページからでございますが、説明は説明資料によりましてご説明いたします。説明資料の方の13ページをお願いいたします。説明資料13ページの社会福祉総務管理事業で、事業費8,653万3,000円でございますが、右の方に事業概要を掲げております。主な予算計上額は、中ほどの項目で説明をいたします。まず、生活指導員等の報酬1,108万2,000円、これは民生委員児童委員さんを生活指導員として委嘱いたしております。合計123名分の報酬で、1人当たりの額は年間9万円でございます。次に、民生委員児童委員報償費719万6,000円は、先ほど申しました広島県からの新年度より事務の移譲によります民生委員児童委員の活動費、研修費等を県からトンネルで受け入れ、交付するものでございます。次が社会福祉協議会人件費補助金6,180万円を計上しております。次が民生委員児童委員協議会の補助金360万円を計上しております。

続きまして、障害者自立支援訓練等給付事業でございますが、これは事業費4億1,897万7,000円で、主なものが身体障害者補装具関係委託料980万円、次に進行性筋萎縮症者措置委託料1,368万円、知的障害者小規模通所授産施設負担金1,050万円、それから居宅生活支援費で、デイサービス462万円、ホームヘルプが3,041万9,000円、ショートステイが655万1,000円、グループホームが609万7,000円、それから施設入所者施設訓練等支援費3億1,778万8,000円、それから授産施設相互利用の扶助費1,124万1,000円を計上しております。

14ページをお願いします。事業名、障害者自立支援介護給付事業、事業費が5,314万4,000円で、主な事業概要が障害認定審査会委員報酬168万円、これは月に2回、5人で1万4,000円、年間で言いますと24回を計上しております。

それから、障害者日常生活用具給付事業282万9,000円、それから市町村障害者生活支援事業1,187万5,000円、それから法改正等の支援システムの改修費139万5,000円、福祉ホーム事業で537万円、それから障害認定調査委託料350万円、精神障害者就労促進事業541万2,000円、心身障害者就労促進事業で344万4,000円、居宅生活支援費、デイサービスの関係で1,100万円でございます。

それから、障害者福祉事業でございますが、1,900万2,000円、主な事業が腎機能障害通院費補助金416万円、心身障害者就労促進通所者交付金98万7,000円、障害者住宅改修資金貸付金840万円を計上しております。次は、原爆被爆者対策事業38万9,000円、これは原爆被爆者健康管理手当等の原爆事務に要する費用でございます。

それから、児童福祉総務管理事業1,566万7,000円、主なものが母子自立支援員1名、家庭児童相談員1名の427万2,000円の報酬、月額が17万8,000円でございます。それから、母子生活支援施設の入所委託料1,069万円、これは母子保護施設4世帯分を予算計上いたしております。

それから、15ページですが、公立保育所総務管理事業1億5,674万5,000円、公立保育所警備委託料が252万3,000円、人的業務委託料が1億4,491万1,000円、次が私立保育所の総務管理事業で2億2,196万7,000円、主なものが私立保育所措置委託料、私立が4カ所ありますということで、2億1,499万1,000円、それから広域入所運営委託料249万1,000円、それから私立保育所の補助金、これ4園に延長保育の県の交付金の基準額に対しての補助金で430万4,000円でございます。

それから、吉田保育所の運営事業で1,979万3,000円、定員が190人で、現在、予算編成時の1月の児童数は184人です。みどりの森の保育所が735万3,000円、定員80名で、予算編成時67名でございます。ひまわり保育所が597万4,000円、定員35名で、予算編成時が35名、それから、くるはら保育園が490万9,000円、定員60人で46人、それから、ふなさ保育園が493万1,000円、60人の46名、同じですね。それから、小田東保育所が690万2,000円、定員80名で60名、それから、甲立保育所が572万1,000円、

定員60名で61人ですね。それから、小原の保育所が454万2,000円、定員45名の39人、それから向原こぼと園が1,094万7,000円、定員110人で92名、それからかわね保育園が203万4,000円、定員30人で15名でございます。

16ページをお願いします。保育所建設事業で1億2,800万円、これ保育所の建設、先ほど部長が申しましたように、3歳未満児の定員80人規模を予定しております。調査設計監理の委託料で750万円、建設工事請負費1億1,500万円、備品購入費500万円等を予算時点では計上しております。

それから、児童手当給付事業1億5,200万1,000円、これは児童手当の扶助費1億5,188万5,000円が主なものです。それから、児童扶養手当給付事業8,776万7,000円、児童扶養手当の扶助費8,771万5,000円、それから特別障害者手当給付事業2,737万円、特別障害児手当等の扶助費2,736万6,000円。

それから、刈田児童館運営事業508万9,000円、児童館の運営業務委託料で475万6,000円、根野児童館が503万9,000円で、委託料が475万6,000円、向原が692万4,000円、委託料が582万8,000円を計上しております。

それから、子育て支援施設運営事業2,815万6,000円、これは放課後児童クラブの指導委託料ということで、7施設分2,393万9,000円、それからファミリーサポートセンターの運営委託料270万円、ファミリーサポートセンターは現在、会員数が53人、うち依頼会員が23人で、子どもさんの数で申しますと42人、利用件数が60件ございます。

次が生活保護総務管理事業288万5,000円、生活保護適正実施推進事業で107万6,000円、これ歳入でいたしましたレセプト点検とかケースワーカーの研修関係の補助事業です。それから、生活保護扶助事業4億6,147万9,000円、それぞれの扶助費ごとに計上をいたしております。現在の保護状況は212世帯362人でございます。

以上で社会福祉課関係の説明を終わります。

熊高委員長 引き続き説明を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 それでは、高齢者福祉課の一般会計の予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、今回の介護保険制度によります予算の組み替え等につきまして、全体的な説明を最初にさせていただきたいと思っております。本日お配りをしております特別委員会提出資料の4ページをお願いいたします。

今年度4月に介護保険が介護予防を重視したシステムに転換をいたします。これに伴いまして、介護予防のための一般高齢者へ向けました施策あるいは特定高齢者施策が一般会計から介護保険特別会計に移行いたします。また、介護保険特別会計におきましても、要介護認定の変更に基きまして、介護給付と予防給付が一部区分されます。これに合わせまして地域包括支援センターの設置に伴いまして、介護サービス特別会

計という新たな特別会計を設置するものでございます。

まず、平成17年度一般会計の老人福祉費にございました介護予防に関する啓発、地域住民グループの支援、こうしたものが介護保険特別会計の地域支援事業の中で、介護予防一般高齢者施策に移行してまいります。そして、同じく17年度、老人福祉費にございました介護予防教室等、さまざまな介護予防に直接関する事業が介護保険特別会計の地域支援事業費の中の介護予防特定高齢者施策、こちらの方に移行してまいります。同様に、平成17年度、老人福祉費の中で行ってございました相談事業あるいは在宅介護支援センターへの運営助成、こちらが介護保険特別会計の地域支援事業の相談事業というものに移行してまいります。そして、老人福祉費の相談事業の一環として行ってございました高齢者の権利擁護事業が介護保険特別会計の地域支援事業の中へ移行してまいります。そして、同様に老人福祉費で行ってございました認知症高齢者への対策あるいは家族介護支援、そして在宅支援の一部分が介護保険特別会計の地域支援事業の任意事業の中へ移行してまいります。

そして、新たに介護保険特別会計では、18年度、包括継続ケアマネジメントという事業が起こってまいります。こちらの部分を地域包括支援センターの中で執行をしていくようになります。また、介護保険を見ますと、今まで介護給付費の中にございました介護サービス等諸費、こちらが今まで要介護1から要介護5までの方のサービス給付費を支払っておりましたが、要介護1の認定者が要支援の2と要介護1に分かれてまいります。それに基づきまして、介護サービス等諸費の一部分が新たに18年度から介護保険特別会計の介護予防サービス等諸費の方へ移行してまいります。また、先ほど説明をさせていただきましたように、新予防給付、要支援1・2と認定される方のケアマネジメント業務が介護サービス特別会計というところで行うようになってまいります。こちらが介護保険制度改正に伴います予算組み替えでございます。

続いて、5ページ、6ページ、7ページと特別会計の予算費目の各目別の内容を書いておりますが、こちらにつきましては、特別会計の具体的事項でございますので、特別会計の方で5ページ、6ページ、7ページは触れさせていただきたいと思っております。

それでは、一般会計の歳入につきまして、予算書に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。18年度安芸高田市予算書の18ページからごらんいただきたいと思います。18ページに、款の12、分担金及び負担金、項の2、負担金、目の1、民生費負担金、節の1として社会福祉費負担金がございます。この老人保護措置費負担金につきましては、養護老人ホームに措置をしております高齢者の本人負担金あるいは扶養義務者負担金になります。こちらの負担金は、所得に応じて負担をさせていただくようになっております。次の老人在宅福祉費負担金は、向原総合福祉センターにございます生活支援ハウスの入所者の負担金でございます。同じく所得に応じて負担をさせていただくようになっております。

続きまして、19ページ、款の13、使用料及び手数料、項の1、使用料、目の2、民生使用料、節の1、社会福祉施設使用料のうち老人福祉施設使用料でございますが、こちらの方は市内の老人福祉施設の使用されたときの使用料でございます。

22ページをお願いいたします。22ページ、款の14、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の1、総務費国庫補助金、節の1、総務管理費補助金でございますが、こちらのアスベスト施設改修事業費補助金は、高宮高齢者生産活動センターのアスベスト除去工事に対する国の補助金でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。款の15、県支出金、項の2、県補助金、目の2、民生費県補助金、節の1、社会福祉費補助金のうち、25ページになりますが、老人日常生活用具給付事業費補助金は、高齢者の日常生活用具給付に対する県からの補助金でございます。その下の老人クラブ助成事業費補助金は、老人クラブ活動に対する補助金支出に対します県からの補助金でございます。6つ下の介護予防・生活支援対策事業費補助金は、心配事相談事業に対します県の補助金でございます。

続きまして、次の26ページをお願いいたします。26ページの一番上の介護保険低所得者利用者負担軽減事業費補助金は、低所得の介護保険利用者に対しまして行われます社会福祉法人減免等の補助に対する県からの補助金でございます。

少し飛びまして、30ページをお願いいたします。30ページに款の18、繰入金、項の1、特別会計繰入金、31ページになりますが、目の9で介護サービス特別会計繰入金がございます。これは介護サービス特別会計を新しく設置しておりますので、存目として1,000円計上をさせていただいております。

続きまして、またちょっと飛びますが、34ページをお願いいたします。34ページは、款20、諸収入、項の3、貸付金元利収入、目の4、高齢者住宅整備資金貸付金現年度分元利収入は、高齢者と同居するための家屋の改築あるいは増築資金といたしまして貸し付けた貸付金の元利償還金でございます。現在5名に貸し付けを行っております。

次の35ページでございます。款の20、諸収入、項の5、雑入、目の4、雑入、節の3、雑入のうち、下から2番目に高齢者福祉課関係の雑入がございます。こちらの方は、養護老人ホーム高美園の運営委託料収入でございます。この収入につきましては、県の町村会が一度すべての市町村から養護老人ホームの負担金を集めます。それをまた安芸高田市を通して高美園に30名分の措置費を交付しておりますので、実質的にはトンネルの収入ということになっております。

歳出につきましては、18年度の当初予算説明資料、青い資料になりますが、こちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。青い資料の18ページから高齢者福祉課関係の歳出になっております。18ページ、一番上でございますが、在宅福祉事業でございます。予算書におきまして

は、52ページの老人福祉費からになります。この在宅の福祉事業は、要  
援護者高齢者やひとり暮らし高齢者等に対しまして、地域生活を支援す  
るサービスや生きがい対策を実施し、自立と生活の質を高めて、住みな  
れた地域でいつまでも健やかで活力のある生活を営んでいただけるよう、  
総合的な福祉サービスを提供する事業でございます。

特徴といたしましては、今年度は事業の重点化を行っております。ま  
ず、1点目といたしまして、限られた一般財源を有効に活用させていただ  
くため、施策の重点化といたしまして、17年度、敬老祝い品についま  
しては、88歳以上の高齢者に対しまして3,150円の地域特産品等を祝い  
品として送ってりましたが、18年度、一般財源を有効に活用すると、  
そして施策を重点化するという考え方のもとに、近隣市町と同様な考え  
方で、100歳到達者への敬老金、1人当たり3万円というものに制度改正  
をさせていただいております。

また、ことし6月の改正火災予防条例の施行にあわせまして、寝たき  
り高齢者やひとり暮らし高齢者を対象といたしまして、自動火災報知機  
の給付事業を約100台計上をいたしております。これが施策の重点化を  
行ったものでございます。

この在宅福祉事業の主な事業といたしましては、敬老事業、こちらに  
つきましては今年度、高齢者福祉大会を美土里町で一応計画をさせてい  
ただいております。敬老会の開催助成につきましては、昨年どおり、75  
歳以上高齢者1人当たり1,500円を予算化しております。

次の在宅福祉事業といたしましては、生きがい活動支援通所サービス、  
元気高齢者のデイサービスでございます。あるいは配食サービス、外出  
支援サービス、寝具類洗濯消毒乾燥サービス、訪問理美容サービス、生  
活支援ハウスの運営事業、緊急通報装置の貸与事業などがございませ  
す。そのほかには、就労支援あるいは生きがい対策支援といたしまして、  
シルバー人材センターへの補助金、老人クラブ連合会への活動補助金を予  
算化しております。

次に、老人保護措置事業でございますが、予算書におきましては、同  
じく52ページの老人福祉費になります。この老人保護措置事業は、養護  
老人ホームへの入所措置委託料が主なもので、現在81名の入所措置を養  
護老人ホームに行っております。

続きまして、介護保険事業でございますが、予算書におきましては、  
同じく52ページの老人福祉費になっております。この介護保険事業は、  
介護保険利用者負担の軽減事業で、低所得者の特養入所者に行われてお  
ります社会福祉法人等の減免に対する助成、こちらがここの中にござい  
ます表現で言いますと、生活困窮者負担額減免費用補助金でございま  
すが、そちらの助成、あるいは制度発足前からの介護サービスの利用者の  
軽減措置、ここの表現で申しますと、障害者ホームヘルプサービス利用  
者負担軽減事業でございます。こちらの軽減措置を行っております。

次の介護サービス特別会計繰り出し事業でございますが、予算書にお

きましては、老人福祉費の中にございます。この繰出金につきましては、要支援1・2の認定者のケアプランの作成を行います介護サービス特別会計を新たに今年度設置いたしましたので、そちらへの繰り出しでございます。

次の介護保険特別会計繰出事業でございますが、予算書におきましては、老人福祉費の一部になります。この介護保険特別会計繰出事業は、人件費分の繰出金、あるいは介護給付費あるいは介護予防給付費、あるいは新たに今年度から特別会計に行きました地域支援事業に対します事業費の市の負担分を繰り出すものでございます。

次に、福祉センター運営事業でございますが、予算書におきましては、54ページの福祉センター費という目になります。この福祉センター運営事業は、吉田老人福祉センター、ふれあいセンターいきいきの里、向原総合福祉センターかがやきの指定管理費でございます。

19ページにあります。次の社会福祉施設運営事業でございますが、予算書におきましては、54ページの社会福祉施設費になります。この社会福祉施設運営事業は、吉田・向原の老人憩いの家の管理事業、養護老人ホーム高美園の運営及び高美園の管理、高宮高齢者生産活動センターの管理、その他市内老人福祉施設等の施設管理費をこちらに計上しております。

今年度の特徴といたしましては、高宮高齢者生産活動センターを指定管理者制度に移行し、また先ほど歳入の方でお話をさせていただきましたが、高宮高齢者生産活動センターの機械室のアスベスト除去工事を今年度、予算化しております。また、特別養護老人ホーム高美園の飲料水が現在、工業用水に依存をしているため、衛生面等からこの施設の水源調査業務を510万円予算化しております。また、そのほか大きな支出といたしましては、養護老人ホーム高美園30名分の養護老人ホーム措置委託料がございます。先ほど歳入の雑入でお話をさせていただきました収入をそのまま100%トンネルで出しているものでございます。

以上で高齢者福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

熊高委員長 引き続き説明を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 それでは、失礼いたします。保健医療課の関係につきまして、予算の要点の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、特別委員会へ提出の予算審査の資料の方をお開きいただきたいと思います。最終ページの8ページの方をお開きいただきたいと思います。平成17年度までは、母子・予防・老人と対象によって事業を区分をしてまいりましたが、本年度より生涯を通じて各時期に応じた健康づくりをサポートする意味を持って、健康づくり事業という費目に統一をさせていただきました。

下欄の方にございます平成17年度、18年度の対比表を示しておりますが、17年度までは母子保健費、老人保健費、予防費という3費目で予算

立てをいたしまして、母子の保健推進事業、また老人、予防接種事業と3事業をやっておりましたが、18年度からは、健康づくり推進事業費として1つの事業にまとめさせていただきました。その中身は、健康づくりを1つにして、相互の健康づくりがやりやすいような費目にさせていただいたというものでございます。

また、下欄の方にあります精神保健費ということで17年度でやっておりましたが、保健医療課の方でこの事業の中に若干の予算組みをしておりました。これがかなりの支障もありましたので、これは、先ほど社会福祉課の方で話がありましたように、障害者福祉費の方へ統一させていただいたということで、事業展開にとってはやりやすいような事業展開が18年度以降はなされるのじゃないかと思っておるところであります。

それでは、予算書の方で歳入の方を説明させていただきたいと思いません。予算書の方でございしますが、19ページの方からが保健医療課の関係になってまいります。まず、19ページの方をお願いしたいと思います。13款使用料及び手数料、項1、使用料、目3の衛生使用料でございしますが、節の保健衛生使用料の中の説明欄、診療所使用料というのが、ちょうど中間ほどに1億9,480万6,000円という予算計上をさせていただいております。これは安芸高田市には5つの診療所がございしますが、この佐々部の診療所は独自でやっていただいておりますので、佐々部の診療所については、この使用料は予算計上されておられません。この使用料につきましては、各診療所の診療報酬そのものを予算計上させていただきました。横田の診療所につきましては1億1,560万円、また北生の診療所につきましては1,726万5,000円、美土里の歯科診療所につきましては2,580万1,000円、川根の診療所につきましては3,614万円の予算を計上させていただいたところとあります。

続きまして、20ページの方をお願いしたいと思います。20ページの方でございしますが、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目2、衛生手数料でございしますが、この節の中の1、保健衛生手数料といたしまして、説明欄にございます診療所証明手数料38万9,000円でございしますが、これは横田、北生、川根におきます各証明手数料を予算計上をさせていただきました。

続きまして、21ページの方をお願いしたいと思います。14款国庫支出金、項1、国庫負担金でございします。目1の民生費国庫負担金でございまして、節1の社会福祉費負担金でございしますが、この中の説明欄にございます国民健康保険基盤安定負担金といたしまして、保険税軽減分を1,409万8,000円の予算を計上させていただいたところとあります。

続きまして、目2の衛生費国庫負担金でございしますが、1、保健衛生費負担金871万3,000円でございしますが、これは老人保健推進事業費の国からの負担金であります。これは総合健診を中心とした負担金を計上させていただきました。

続きまして、22ページの方をお願いしたいと思います。款14の国庫支

出金、項2、国庫補助金の方でございます。目2の民生費国庫補助金の方でございますが、節1で社会福祉費補助金であります。この説明欄の中にあります老人保健医療費適正化事業補助金150万の予算計上でございますが、これは老人保健特別会計におきます健康保健でございますが、これのレセプト点検等に充当いたします補助金をいただいております。これは国が示しております補助金額の2分の1の予算計上をさせていただきました。

続きまして、23ページの方をお願いしたいと思います。下欄の方でございます。款15、県支出金、項1、県負担金の方であります。目2、民生費県負担金であります。節1の社会福祉費負担金であります。これも国民健康保険基盤安定負担金といたしまして1億206万9,000円の予算計上でありまして、これも保険税軽減分に対する予算計上であります。

続きまして、24ページの方をお願いしたいと思います。目3の衛生費県負担金の方でございます。節1の保健衛生費負担金であります。871万3,000円、これは先ほど国保の負担金でありましたように、総合健診等を中心といたしました県の負担金を予算計上いたしました。

続きまして、25ページの方をお願いしたいと思います。25ページの款15、県支出金の方でありまして、項2、県補助金であります。目2の民生費県補助金であります。1の社会福祉費補助金の中、説明欄にございますこの欄の3行目になろうかと思いますが、療養援護事業費補助金307万5,000円の予算計上でございますが、これは重度ひとり親家庭等の医療費に関するもので、療養給付費を予算計上させていただいたものであります。続きまして、下欄になりますが、下から4行目、老人医療公費負担事業費補助金でございます。161万7,000円でございますが、これは老人医療費総額の4分の3の予算でございます。そして、その次の4万9,000円は、事務費の補助金を計上させていただきました。

続きまして、重度心身障害者医療公費負担事業費補助金でございますが、7,670万7,000円の予算でございます。これは重度障害者医療費の総額の2分の1、半額を予算計上いたしましたものでございます。また、重度心身障害者施行事務費といたしましては、185万5,000円の予算計上であります。

続きまして、26ページの方をお願いしたいと思います。節2、児童福祉費補助金であります。この中で、保健医療課関係といたしましては、上段にあります乳幼児医療公費負担事業費補助金1,500万円であります。これは乳幼児医療費の総額の2分の1の額に当たります。そして、120万9,000円は事務補助金を計上させていただいております。また、その次の欄のひとり親家庭等医療費公費負担事業費補助金650万円でございますが、これは乳幼児医療に関する医療費の2分の1に相当する額であります。

続きまして、30ページの方をお願いしたいと思います。30ページの18款繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、老人保健特別会計繰入金でござ

いますが、これは存目といたしまして1,000円の予算計上をさせていただいております。

続きまして、35ページの方をお願いしたいと思います。35ページの款20、諸収入、項5、雑入、目4、雑入の関係であります。節3の雑入の関係でございますが、説明欄の一番下欄の方で、保健医療課関係雑入といたしまして869万6,000円の予算計上をさせていただいたところでございますが、この主たるものは、総合健診に係る受診者の負担金を831万8,000円を予算計上させていただいたものであります。あとにつきましては、献血、また芸北地対協からの活動助成金を予算計上させていただいたものであります。

以上で保健医療課関係の歳入についての要点の説明を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、歳出の方をお願いしたいと思います。歳出につきましては、18年度当初予算の説明資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。資料19ページの方からお願いしたいと思います。19ページの2段目になろうと思いますが、国民健康保険特別会計繰出事業といたしまして1億8,085万9,000円の予算計上であります。予算書の方では、51ページになろうかと思っております。これは国民健康保険の健全運営を図るための繰り出しでありまして、保険基盤安定といたしまして1億5,488万7,000円、また職員給与費等の繰出金といたしまして2,197万2,000円、出産育児一時金繰出金といたしまして400万円の予算でございます。

続きまして、老人保健医療給付事業といたしまして1,386万7,000円でございます。これは、予算書の方では52ページに当たろうと思っております。この事業は、この説明欄3行目に掲げておりますように、老人保健事務の電算処理に係る役務費とレセプト点検の委託料を中心に予算を計上させていただきました。老人保健電算共同処理委託料といたしまして240万円、またコンピューターネットワークのシステム改修費といたしまして374万3,000円、またレセプト点検委託料、これは人的な委託になりますが564万3,000円の予算計上をさせていただきました。

続きまして、老人保健特別会計繰出事業であります。4億6,394万5,000円の事業費であります。これは老人保健特別会計の健全運営を図るために、市の方から繰り出しを行うものでありまして、本年度は医療費の8.05%の金額を計上させていただきました。医療費分といたしましては4億6,205万3,000円、また補助対象外経費といたしましては189万2,000円の予算を計上させていただいております。

続きまして、老人医療公費負担事業であります。これは、予算書の方では53ページになろうかと思っております。この中で225万8,000円の予算計上ではありますが、これは68歳から70歳未満までの方の医療費の助成をするものでありまして、17年の10月末現在の対象者が172名となっております。そして、17年度末、この3月末に予想しております対象者は93人と。それで、18年度で法が最終になりますので、10月1日からは対象者

はゼロになります。ですから、この事業は10月をもって終了ということになります。

続きまして、20ページの方をお願いしたいと思います。20ページの方でございますが、重度心身障害者医療公費負担事業であります。これは重度心身障害者の医療費等を助成するものでありまして、重度心身障害者医療費分といたしまして1億5,341万5,000円、また療養援護金といたしましては615万円、またそれに関する審査支払手数料を367万2,000円の予算を計上させていただいております。

続きまして、ひとり親家庭等医療公費負担事業であります。事業費といたしましては1,351万3,000円の予算計上でありまして、これはひとり親家庭等に対する医療費の助成をするものでありまして、この対象となっておりますのは17年10月末で360名という数字で予算を計上させていただきました。ひとり親家庭等の医療費が1,300万円であります。予算書につきましては、57ページの方になろうかと思っております。

続きまして、保健衛生総務管理事業であります。この中には、説明事業概要の中の3行目、健康安芸高田21計画を策定し、健康づくりの総合的、長期的指針のもとに健康づくりの推進を図るとともに、健康づくり、

済みません、乳児が抜けたようでございます。ちょっともとへお返りいただきたいと思っております。乳児医療公費負担事業であります。3,242万9,000円の予算でございます。これは就学前までの乳児に対する医療費の助成をするものでありまして、10月末現在で1,483人の対象者を見ているところであります。乳児医療費にかかわるものといたしまして3,000万円、またそれに伴う審査支払手数料を237万5,000円ほど予算計上させていただいたものであります。大変失礼いたしました。

続きまして、保健衛生総務管理事業であります。7,445万4,000円の予算計上額でございますが、先ほども申しましたように、事業概要の中の4行目から掲げております健康安芸高田21計画を策定し、健康づくりの総合的、長期的指針のもとに、健康づくりの推進を図ってまいりたいというものでございます。これは新たな事業として取り組んでいくものであります。また、3事業の方でございますが、へき地患者輸送車運転委託料、これは旧高宮、美土里にございますが、137万3,000円、また在宅当番医・休日医療情報提供事業委託料といたしまして339万8,000円、先ほど言いました健康増進計画策定事業の委託料といたしまして300万円、また病院群輪番制病院運営事業負担金が220万9,000円、休日夜間急患センター運営事業の負担金といたしまして2,700万円、また吉田総合病院財政助成補助金でございますが、3,000万円の予算計上でございます。この吉田総合病院につきましては、平成18年度を最終年度といたしまして、本年度で終了という事業であります。

続きまして、21ページの方をお願いしたいと思います。健康づくり事業でございますが、1億1,527万8,000円の予算計上でございます。これは先ほど申しましたように、母子・老人・予防接種という3事業が17年

度までにはございましたが、この事業をまとめたものであります。母子の方では1,236万8,000円、また老人保健の方では、総合ドック、また総合健診等を中心といたしました6,507万4,000円、また予防接種では、結核予防、またインフルエンザ等々の予防接種事業で3,783万6,000円の予算計上でございます。

ここでちょっと予算書の方をお願いしたいと思うわけですが、59ページの方をお願いしたいと思います。59ページの方の下段の2目の健康づくり推進事業ということで、1億1,527万8,000円と数字を示しております。ここで前年度がゼロになってございますが、これは次の61ページの表の下欄の方に廃目で、母子保健、老人保健、予防費という欄がございます。この3項目で比較いたしますと、前年度が1億2,340万5,000円となるかと思えます。前年対比でいきますと812万7,000円の減額であります。前年対比93.4%の予算計上をしとるというものでありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、保健センター費の方をお願いしたいと思います。八千代、高宮、甲田、向原と4施設の保健センターがございます。八千代については15万6,000円、また高宮については5万3,000円、これはそれぞれの維持管理費の予算計上であります。甲田保健センターにつきましては、490万9,000円の予算計上ですが、これにつきましては、ふれあいセンターこうだの管理委託料、これは420万円ございます。これが主たるものであります。そして、向原の保健センターの350万6,000円でございますが、これも機械室にアスベストがございます。このアスベストの除去工事費を280万円ほど予算計上させていただいたところであります。

続きまして、22ページの方をお願いしたいと思います。診療所の運営事業費でございます。横田、北生、美土里歯科診療所、川根、佐々部という5診療所の予算を計上させていただいております。佐々部を除きます横田から川根の診療所につきましては、それぞれの診療報酬をもとに委託料として業務委託をするものでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。佐々部については、若干の維持管理を9万円を予算計上させていただいたところであります。

以上で保健医療課関係の予算の説明を終わらせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

熊高委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入りますが、ここで11時30分まで休憩といたしたいと思います。

~~~~~

午後11時15分 休憩

午後11時30分 再開

~~~~~

熊高委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほどそれぞれ説明いただきました。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

青原委員。

青原委員 児童館のことで少しお聞きをしたいと思います。

新年度予算額の中では475万6,000円というふうになっとるんです。説明書では508万9,000円になっとるんです。まず、その違いを1点。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 きょうの提出資料の方は、刈田で言いますと475万6,000円、それより多い額は、これは業務委託の関係でございまして、その他のその差につきましては、児童館の電気料とか、いろいろな光熱水費関係いいますか、そこらのところでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

青原委員。

青原委員 今回、今定例会で設管条例も提出をされとるという状況の中で、その中で使用料の徴収の義務が全然載ってないんですね。そこらあたりはどのような精査をされとるんか。この予算書を見れば、使用料として何ぼかの保護者負担の金額も載っとるんですが、それがこの条例の中でなぜ載ってないのか、その理由を聞かせていただきたいと思います。

熊高委員長 質問要旨わかりますか。

答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 保護者負担金の徴収関係は、保育料等々で同じようにいうことで、口座振替もできますし、それはできるだけ口座振替してもらおういうのもありますし、いろんなところの納期につきましては月末の納期いうふうな格好とかいうふうな、いろんなところの、これは条例にすべてうたうべきものでなしに、徴収関係と同じ、税の徴収とか保育料の徴収とか、同じような格好のもので、設管条例でございますので、設置管理条例の中の必要要件のみを条例に掲上させていただきました。

熊高委員長 答弁を終わります。

青原委員。

青原委員 それでは、今の徴収の分については、去年からそういうふうな徴収をするようになったということで、徴収条例の中にはそれはうたってありますか。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 17年度につきましては、保護者会費、保護者の方でいうことで、17年度から人的業務委託ということで、それぞれ館長さん等々に委託しまして、その中の経理の中でやっていただくということで試行的にやりましたが、これは昨年来議論いただきまして、条例関係が保護者負担金がうたっていない、設管条例も整理しなければならないということと、児童クラ

ブにつきまして設管条例がないということがございましたので、今回の条例で制定いたしまして、このたび整理させていただいた状況でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
青原委員。

青原委員 なぜこれしつこう言うかということになるとあれなんです、やはり使用料の3,000円等々を市のお金として、それを公金として児童館の運営費に充てるというふうな経路をたどらんといいんのじゃないかなという思いがありまして、今の条例の中に入っていないということで、お聞きしたんですが。ただ、その金額が適当かどうか、やはり子育て支援、若者定住いろいろ言われとるんですが、そこらに結びつくんかどうか。今回の児童福祉の方でも、かなりの国、県の予算がカットされる中で、市としてどういうふうな対応をとるのか。そこらあたりのお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。  
重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 委員さん仰せのとおり、近年、少子化、子育て関係の国においてもいろいろな手厚い制度も計画もされておりますし、市としても、今からは児童福祉、子育て支援関係にも力を入れなければいけないというふうな感じを持っております。ただし、無料化というのは、財政も厳しい折でございますので、いろいろな児童福祉のサービスを受けるにおきましても、同じように受益者負担、受益と負担の原則に基づきましていうふうなことを考えております。昨年の10月から実施しておりますファミリーサポート事業にいたしましても、いろいろな負担もいただきますし、いろいろなところの中で整理していき、またソフトの面につきましては今後、新庁舎の中に、文化施設の中に子育て支援センターというものの設置もいただくようになりまして、そこらでソフト面も、近年、児童虐待とかいうふうな、いろんな子育てに、虐待までいかななくても、いろいろな育児放棄とかいうような、それらも虐待につながるおそれがありますし、そこらの保護者の負担を、いろんな相談とかいうのを受けることにおいてのいろんな施策も講じていきたいというふうに思っております。  
以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
青原委員。

青原委員 ちょっと私がお尋ねしたこととは違うんじゃないかなというような思いがするんですが。やはりこのことで将来的に若者がここの安芸高田市に定住できるかどうか。これだけ子育てに関してお金がかかるのであれば、安いところへ行きたいと。現に児童館でも全然銭の要らないところもありますしね、そういう例も全国的にはあると思うんですが。それを少しでも軽減できるような方法を考えていただきたいというふうな思いがするんですが、そこらあたりの考え方ですね、将来にわたっての。

そこらを聞きたかったんですが、そういうお考えはないですか。

熊高委員長  
重本社会福祉課長

重本社会福祉課長。

今の子育て、特に児童館についてのお話ということで、今先ほど全般的な話しまして、失礼しました。児童館につきましては、広島市なんかでありますと、児童館として来館自由であります。登録もしないというふうな中での施設がかなりあるように聞いております。これは広島市なんか、来館自由で無料ということでございます。ただし、安芸高田市におきましては、旧来から児童館、向原と八千代町に2館あるわけですが、これ同じような児童クラブ的な放課後対策としての登録してもらって、それらの中でいろいろ指導していったり、いろんなことをやっていくというようなところの中での安芸高田市誕生、合併いたしまして、同じような統一性を持っていこう、保護者負担金におきまして、昨年からのいろいろ議論いただきました中で、じゃあ3,000円が適当なんかどうかいうところはいろいろありますが、この前の条例改正の中でも申させていただきましたように、近隣のところも、三次市さんで4,000円、庄原市さんで3,000円というふうな、いろんなところを含めまして判断しながらということの中で、安芸高田市で来館自由というふうな、図書館的なところの児童館があればそれですが、そうでなしに、放課後対策としてのいうことの中でご理解いただければというふうに思います。

熊高委員長

答弁を終わります。

青原委員。

青原委員

私が聞こうとしたことがなかなか出てこないと思うんですが。それに加えて、この条例は安芸高田市全般で使えるものだというふうな思いがしております。ただ、この児童館、児童クラブが高宮町にはないんですね。そのことについてはどういうふうな見解を持っておられますか。

熊高委員長

答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長

高宮町には、合併当初に議員さんの方からも、初めて知ったという議員さんもおられまして、こういう制度があるんかいうのもありまして、その後、福祉保健部の中でも検討いたしまして、高宮町をどうするのか、それともう1点、甲田町の小田児童クラブというのが、小田小学校の関係でございますが、これが平日は開館しておりませんでした。夏休み等の場合だけで、それを2学期から平日開館ということで、場所がないこともありまして、これは甲田町時代からずっといろんなことがありまして残ったわけでございますが、学校の礼法室を利用して平日の開館もしようということで、2学期から試行的にやっております。これの新規開設について、高宮町も含めまして新規開設の条件なりいうものを整備いたしまして、補助金の対象が児童登録数が10名以上と年間実施期日が281日以上、開設場所といたしましては、児童が安全面を考えまして、徒歩にていろいろ、遠くはない、できれば学校の空き教室とかいうふうな、学校から放課後も遠くの方にあるようではいけないというので、できれば

学校の中で利用できないかというふうなところの条件、それと指導員、厚生員さんが近くに、これも通勤手当というものがございませんので、遠くから通うのもあれでございますので、地元の方から教諭の資格を持っておられる人とか保育士の資格を持っておられる人とかいうふうなところの中で、どなたかいい人がおられるかということと、そこらをご理解の上でいうので条件を定めまして、高宮町につきましても、そういうところが10人以上おられるというのがいろいろありましたら、開設いうのも今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。  
青原委員。

青原委員 じゃあ、高宮町については早急に検討していただきたいというふうに思います。

それともう1点、委託料が去年に比べて新年度予算ではかなり安くなるとるんですね。これはどういう理由で安くなったのか。今までぎりぎりやってこられたんじゃないかなというふうな思いがしとるんですが、そこらあたりの金額についての精査はされたんかどうか、お聞きをいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 先ほどの提出資料の中にありますように、昨年より減ったりふえたりしたところもございます。特に児童館につきましては、児童館条例を今、提案させていただいてるわけでございますが、開館時間を12時からを2時からに改めますというふうなところと、6時までというふうな、いろいろそこの開館時間の関係の最小限の時間数での計算なりということで、これを全部含めまして査定をいたしましたところで、ふえたところもあれば、減ったところもあるというふうなところの中、それと人員配置につきまして、20名まではできるだけ1人で見ていただけないだろうか。20名を超えたら2人、それからさらに60名程度以上になりますと、3人ぐらいというふうなところもございます。それと、向原の児童館につきましては、重度の障害児、1人人がついておらなければいけないような児童がおりますので、そのこのことで加配措置もでございます。いうことの中で、いろいろ精査しまして、同じような基準で同じように判断させていただいたというふうな今回の予算計上額になっております。

熊高委員長 答弁を終わります。  
青原委員。

青原委員 いろいろ精査されてこういう金額になったんだと思うんですが、相手は子どもですので、やはり見てもらう人が気持ちよく子どもを見られるという状況の中で、こういう金額になったんかどうか知りませんが、子どもが泣くようなことでは、私は将来的にはいけないんじゃないかなというふうな思いがします。だから、そこらあたりは、やはり児童館、児童クラブに出向いて事情聴取したり、いろいろ聞いていただいて精査

をしていただければというふうな思いがしております。その精査するかどうかいうのをお聞きして、終わります。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 それぞれの児童館、児童クラブにおきましては、担当者が月に2回以上は行きながらいうのもやっております。それと、運営委員会とか、いろんなところも含めてやっておりますし、今後もいろいろ学校があつて、けんかをしたとか、いろんなことがある中を引き連れて、放課後の児童館なり来ていただきますと、そこらでまたいうのがありますので、いろんな面を含めて、学校とも連携をとりながらいうこと、またうちの方も委託しただけでなく、責任はあくまでも市の行政にありますので、そこらを含めて、いろいろ連携をとりながらやっていき、またいろいろな予算面につきましても、今後、課題がありましたら、また検討してまいりたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 関連で質問させていただきます。基本的に今、全国的に見たら600人ぐらいの人が亡くなるとるんですよ、子どもさんが。600人いうたら、安芸高田市の生徒数の学校で言うたら、今150人ぐらい。4校ぐらいがなくなるとるという状態なんですよ、極端に言うと、全国から見て安芸高田市に置きかえてみると。そうすると、弱者を福祉課におられるあなた自身は、将来を担う子どもを金をかけてでも守るという義務が発生するわけなんですよ。地域の方が本気になつるとるというのはどういうことかということですよ。状態をさらけ出したら、金がなくてもできるかもわからん。行政サイドというのは、特に条例じゃ人数じゃ予算じゃという文句が出てくるけど、金を生むことを考えようではないかと私は提案しとるわけなんですよ。

そうすると、知恵を、地域の力をかりるときに、条例ばっかし並べるんでなくて、地域の力をかりないと本当の協働の教育のまちづくりはできないと思うんですよ。学校と果たして連携をとりながらうまくやっついこうとするか、ハード面は金をかけられないという時期に来とる。その時期にあるものを利用してやるというのが市長の考えなんですよ。そういう知恵を出そうとされずに、ただ条例に基づいて人数が何ぼで、予算が何ぼしか来んからという、それでは前に進まないんですよ、現状に置かれとる環境の父子家庭、母子家庭がおられる子どもさんの弱者を救うものは、だれがリーダーをとるかいうたら、やはり行政に携わつとる者がみずから現場の声を、先ほど同僚委員が言うように、活動して、何とか1人の子どもでも、ホームヘルパーでも探して、今はそういう家庭もあるんですね。途中で帰りがけに寄って、おじいちゃん、ただいまいうて、わしが面倒見ちゃるでと、そういう家でも探すという気持ちにならないと。だから、そういう地域づくりをしようとしてるんじゃない

んですか、今。

そういう意味では、やはりもう少し金銭のかからない、子どもを安全に守るといふものを安芸高田市が作り出さないと、人口増じゃ何じゃという目標を掲げても、住みやすい環境にはならないじゃないですか。そういう一つの目標を掲げて活動して、そういう住民の声があったら、この議会で大きく問題になるまでに、よし、活動して、わしがみずからそういう地域をつくっていかうという気持ちがあるかないか、伺います。

熊高委員長 答弁を求めます。

福田部長。

福田福祉保健部長 ただいまの質疑でございますけども、将来を担う子どもたちをやはり私たち大人が守ってやるということが基本の中にあるわけでございますけども、それを即お金をかけずに守ることができれば一番ベターだと思うんですけども、最小限の形での費用面についてはまたご理解もいただきたいと思ひますし、学校との連携、またそうした今、まちづくり地域振興会という形で安芸高田市もまちづくりを進めようとしております。そうした中で、いろんな角度の中で福祉保健部の福祉という観点から考えますと、そういうところも一緒にそういう提示もさせていただきながら、今後取り組みをしていく必要はあると私は感じております。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 税金の滞納については、助役はみずから家庭訪問して滞納に当たりますと。そういう面では、部長みずからそういう地域に行って、たまたま女性ですから言うたら失礼かもわかりませんが、悩んでおられるのはやはり女性の方が非常に、24時間勤務である病院等に勤めると、母子家庭であると、どうしても非常に苦慮されとる部分があったりするんですよ。そういう人の環境を取り除いてあげて、初めて住みやすい安芸高田市のまちになり、また3万5,000を目指す少子化問題も解決する糸口が開けると思ひますよ。そういう意味では、先頭に立ってそういう苦情が来たら、部長みずからが行動して、そういう弱者に対しての配慮を、ただ銭がないじゃなしに、その地域にだれか子どもさんを1人か2人、2時間ぐらい見てもらえませんか、団塊の世代で高齢者もおられます。シルバーの人でもおられるわけですよ。そういう人を有効的に、有効というよりか活力を、逆におじいちゃん、おばあちゃんになった気持ちになって、ともに子育てをさせてもらうということも必要かと思ひますよ。そういう面では、ひとつ部長さんみずから行動して現場の声を聞いてもらって、担当課と、また教育委員会と相談されてやることを要望いたします。

それともう1点は、今のお金の問題もそうですけど、児童館と児童クラブの違いは、年齢の差があそこに生じてるわけですよ、3年生までと。それで、やっぱり今ごろ少子化ですから、学校で縦割りをまずしな

きやいけないと。上の子が下の子を育てるという環境もあるわけですよ。だから、児童クラブも確かに面倒見る方から難しいかもわかりませんが、やはり児童館を目指すのが今からの環境づくりではないかと思うんですよ。ぜひ児童クラブも制限的にはあるかもわかりませんが、3年生と1つ違いの子であったら、1人は面倒見られて、1人は面倒見られんということになると、その2人は家庭に帰っていくようになっていくんですよね。見られる人まで帰るようになります。そうすると、事故が起きやすい環境ができてくるわけですよ。そういう点も考えて、やっぱり早目にできるところから、いい手本ができたなら、よその地域もまねしてやられます。ぜひそういうルールをつくるぐらいの気持ちがないと、やはり環境づくりはできないと思いますよ。そういう点を部長さんみずから取り組むという声を聞きましたんで、その点をお願いしておきます。

関連外れて先輩委員にちょっと悪いんですが、ちょっとシルバーの方の問題にさせていただきますが、次の質問をさせていただきますが。

熊高委員長  
入本委員

今の答弁は要りませんか。

部長さんの意気込みを感じたんで、それに期待して、私は質問を終わります。

その関連も多少あるんですが、このたびシルバー人材の予算がちょっと減額になっとるんですよね。それで、このたびの福祉の方からしてみたら、予防介護という名目が介護保険の中に出てきたわけですよ。それで、せっかくシルバーの方も合併されて、さあ、今から旧6町あわせて頑張ろうという時期に、まだまだ2町は割と先進的に活動もされてやられとるんですけど、4町がちょっと足踏み状態だと。また、2町のリーダーによって、今から地域が高齢者が頑張ろうという環境の中に、銭を削るというのはちょっとショックがあるんですよね、下げられたいう。せめて現状維持にしてあげると。そのかわり期待感を込めて、1つぐらいの、中山間地域じゃないですが、従来どおりだったら8割と、これを付加してくれたら2割つけるというような、そういう条件をつけるのもいいかと思うんですが、財政厳しい折、ひとつ地域でこういう困りごとがあるから、ここらはちょっとボランティアでお願いできませんか、そのかわり予算は現状維持しますとか、そういうふうな状況を考えていただきたかったんですが、数字の上ではそういうふうに出てきております。

よって、介護から見ても、やはり医療費を少なくするというのが大前提、健康が大前提という中で、いつきゲートボールがはやったときは、病院ががらあきだったという時期が10年ぐらいか15年ぐらいあったと思うんですよね。そうすると、私も一般質問で言いましたように、大豆づくりで医療費が4,000万円か400万円だったか安くなったという例も言いました。やはり活動資金があれば夢中になれるという、それによって健康が維持できるという部分があるろうかと思うんですよね、一つの例をとってみましても、過去にあるわけですよ。そうすると、やはり基本である財源というものが一番先に出てくるわけなんで、財源がないのはよく

わかりますけど、ここは下げてはいけないとこやったんですよ、一律に。ここは頑張っ、もっと地域で健康に注意してくださいと。そうしたら、下げ高が何百万かだったと思いますが、それ以上の効果が出てくることをするのが行政の仕掛けじゃないかというふうに思うわけなんですよね。なぜ一律カットされたのか。シルバー人材センターに期待されてる分はどの辺にあるのか、ちょっと伺います。

熊高委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 入本委員さんのシルバーの補助金に関連するご質問にお答えをさせていただきますと思います。

おっしゃいますように、ことし介護保険が介護予防を重点にしていきました。シルバーの組織といたしまして、就労促進あるいは生きがいづくりの面で高齢者福祉、元気で住みなれた地域でいつまでも暮らしていただける、その部分に大きな貢献をいただいておりますというのでも十分理解しております。また、現在、安芸高田市では、シルバーに在宅福祉事業の一部も委託しておりますし、高齢者福祉の担い手であるということも十分理解をさせていただきます。

具体的な補助金につきましては、16年、17年と合併に関連して、合併の経過でもありましたので、同額を16、17と交付をさせていただきます。その中で、平成18年度予算、見ていただきますように、少し減額をさせていただきます。全体の財源のお話を委員さんからもいただきましたが、担当課といたしましても、現在の財源の中で、最大限この3年間させてきていただいた考え方をとっております。将来的にも、先ほど申しますように、高齢者福祉の大きな位置づけ、あるいは福祉の担い手ということは十分理解をしておりますので、支援の方はしっかりとしていきたいというふうに考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 しっかり考えとるということになると、補正でも組む気があるのかなとちょっと私、期待しとるんですがね。というのが、市民保険ができたですね。そういう今度は加入者が団塊の世代と、私らも入るんですが、団塊の世代がふえると、だんだんふえるんですよ、メンバーが。それを維持していく上においては、どうしても基本的な安定的な、それで生きがい対策ですのに、今度はもうけ主義に走ると、どっちか言うたら人間関係が崩れてくる場合もあるんですね。だから、生きがい対策ですと、シルバー人材センターは地域に貢献していただくんですよという組織が本来の姿だろうと思うんですよ。

そうする中で、やっぱりそれはひとり暮らしの介護とか、それから今言われるように草刈りとか、いろんな作業をしておられます、一生懸命。銭金にかかわらずボランティアの部分を、金にはきょうはならんのじゃないながら出とる人もおられるわけです。人数がふえてきよるんです、

ここは、子どもと違って。その中で、財源的なものを絞ってあげると、ほんなら稼がないけん。今度は欲をこき出すと、事故にもつながったりしますんで、そういう点ではやっぱり財源だけはある程度確保してあげて、それよりか、せっかく持つとる力を有効利用してもらおうという考えを持ってもらって、地域では今こういうことで困るとると、ひとつこういうところにそのかわり何か考えてくださいとか。

前も言いましたように、大豆をつくったために、若者を11人雇用しとるわけですよ。それだけのノウハウを持っておられるわけですよ。だから、高齢者の持ち分と若い者ができる持ち分のことのできたりするんですよ。産業を興されることもできるんですよ、そういう意味では。そういう点におきまして、もしシルバーの人が産業申請とか、こういう要請があったら、今はこの予算だけど、支援するということは、もし少子化問題とか雇用問題で若者が要ると、そういう産業を興された場合、担当課として支援をする気持ちがありますか。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 ただいまの新しい産業を興していくとか、新しいグループを興していくということについては、各方面にわたっての活性化につながる事業であるなら、今後ともそれはいいことであろうというふうに私は考えております。

ただ、先ほど来、いろいろな団体の支援費を削ったという問題でございますが、ご存じいただきますように、大体300団体近い、先般申し上げましたように、いろいろ補助金を出しておる団体があるわけでありまして、合計しますと約5億近い単市の補助金を出しておるわけでございます。その中には社協もあれば商工会もあるし、先ほど来言われるようなシルバーもあるし、老人会もあるしということでありまして。そういう中で、これには補助金も何もつかん団体がほとんどなんですよ。シルバーあたりは補助金がついておりますが、そういう中で約5億近い単市をどのように節約するかということが今、課題であります。何ほでも銭がありゃ、それは出しゃええんですが。やっぱり厳しい財政の中でお互いに痛みを味わってもらいたいというのが、そういう減少が出ておるわけでありまして、そのことは、いたずらにここを集中的に削ったというわけじゃないわけございまして、ご理解を賜りたいと思っております。

今、入本委員さんのおっしゃるように、それじゃあ必要なものと必要ないもんがあるんかという問題があります。それは、団体を調べてみると、ここらは使命は終わったんじゃないかというのがありますので、先般申し上げましたように、本年はこの審査委員会に相当するようなものを発足をさせて、広く皆さんの目で、ここは削っちゃいけん、ここはもう使命が終わったと、こういうような団体の仕分けをしていただくという、そういう組織をつくって、もうことし切るのは限界になってきてお

ります。そういうことで、さらに切り込むということになると、皆さんの広い目で見てもらうしかないというように思いますので、そういう方向で本年はやっていきたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。  
13時5分まで休憩といたします。

~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時03分 再開

~~~~~

熊高委員長 少し早いようですが、皆さんおそろいなので、午前中に引き続いて会議を再開をいたします。

質疑の途中でありましたが、入本委員、どうぞ。

入本委員 先ほどは失礼な発言しまして、お許しくださいませ。

市長さんの方から答弁いただいたので、私の最後の質問が市長さんに行こう思うんですが、市長さんの方から補助金の4億8,000万円について精査するという、組織がどのようにされるかわかりませんが、やはり補助金もらってる人は当てにしとるということです。それで、やはりシステムが透明化すると、そのようにするのが今度は市民の補助金を受ける立場の義務だというふうに思います。よって、こういうふうに減額されたときには、資料をもろて初めてじゃなしに、次年度計画、いろいろな計画書見られて精査した上での減額、増額なら、だれも文句言う人はいないと思うんです。そういう意味では、組織がどういうふうな考えか、つくられることは事実だと思うんですが、やはり評価システムができるような、まず補助金出す団体にこういう資料を出してくれというのが大前提にあるかと思えます。それで納得した上での増額、減額を、一律というものを今回限りにしてもらって、ぜひそれを要望しておきたいと思えます。

シルバーも輝けばゴールドになりますし、やはり3万5,000の人口に対しても元気で長生きしてもらわんといいんと思いますし、いろいろな環境で先輩には力を借らにやいいん部分がまだまだたくさんあるかと思えます。よって、こういう補助金に対しては細心の注意を払って、今後やっていただきたいということを要望して、このシルバーについては質問を終わります。

熊高委員長 答弁はよろしいんですね。  
ほかに。

先ほど手が挙がっておりました塚本委員。

塚本委員 さきの一般質問で私の方、教育委員会の方へいろいろ次の時代を担う子どもたちのことにつきまして質問をさせていただきました。そういう意味から、きょうは福祉部ということでございますので、福祉の方に対して質問をさせていただきたいと、このように思います。

まず、先ほど同僚委員の方からもありました児童館のことをございま

すけれども、いろいろ高宮のことについて心配をかけているところがございます。なお、福祉部におきましては、昨年の6月に児童のアンケートというのをとっていただいて、そのアンケートの調査の結果も私も持っておりますけれども、今後いろんな課題はありますけれども、女性会からの要望も出ておりますけれども、福祉部として、高宮にある程度の条例に対する条件的なものがそろえば開設していただける意向があるのかなのか。また、その条件に合わない、将来的にはわかりませんが、10人以上という人員の制限もありますけれども、そこらへ対しての支援策、ファミリーサポートとかというような支援もできておりますけれども、そういう条件すら整わなかった場合に、どのように今後考えていくのか、その辺についてちょっとお聞きしてみたいと、このように思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 塚本委員さんの児童館の関係で、高宮の件でございますが、先ほど条件につきましては申させていただきます、アンケートを小学校3校の先生にお願いしてとらせていただいて、保護者の意向なりというものを聞かせていただいて、その結果につきまして、それぞれ3学校の校長先生、校長室に入って説明させていただきながら、空き教室なり外に出ない安全な、先ほど申しておりますように、安全なのは一番学校の空き教室ということでございますので、そこらのところが今後の利用できませんかということもお話しさせていただきました。ということで、条件がそろえば、先ほど言わせてもらいましたように、開設の方向でいうのは検討してまいりたいと思います。

それと、条件に満たない場合ということでございますが、ファミリーサポート事業も昨年10月始めたばかりで、まだ行き渡ってない面もございます。ということで、ファミリーサポート事業もいろいろ依頼会員、提供会員もPRしながらふやしていき、なおかつ、先ほど来ありました地域で子育て、まずは私の持論といたしましては、今、自助の方がなかなかできてない、家庭での子育て、お父さん、お母さんが勤めに出られていなくても預けるというふうな、保育所においても、土曜日なんかでも、休みなんじゃが預けているものもございますし、そこらはまず家庭での子育てをやってほしい。それから共助であります、地域での子育て、昔からありましたように、地域でおじいちゃん、おばあちゃんなり、隣近所で子どもたちで年長の子どもが小さい子どもを見るとかいうふうなところも、共助の方もやっていただきたいし、それからさらにどうしてもいけない場合には、母子とかいうふうなところについての公助、いろんなところの、これは財政的なところも見ながらということで、いろいろそこらの取り組みが、今からソフト面の取り組みが大変必要なというふうな感じを持っております。ということで、高宮については、いろいろまた今後も引き続き検討させてもらいたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

塚本委員。

塚本委員 まさに課長、言われるように、これ私のところなんですけれども、来原というところで地域振興会を中心に、今、1週間のうち水曜日が登校時間が早いんですよね。3時に下校ということで、地域でその子どもを1週間に一遍見てやろうということで計画されております。これは子連協の中でそういう取り組みをやっていこうということなんですけれども、それに対する財政的なことばっかり言えないところも私も重々わかっておりますけれども、それは今のところ子連協の中で何とか財政負担をしてでも、退職教員の方あるいは老人会、女性会等々へお願いして何とか実施していこうじゃないかという運びにして今、新年度の計画を子連協の中で組んでいただいとるんです。

そういう状況の中で、この間、一般質問のときに言いました、文部科学省から出とる通達、学校の施設を有効に使ってということにつきましては、教育長さんの方へお尋ねしたところでございますけれども、やはり福祉部の方も、そこらのところの連携を十分とっていただいて、学校施設の開放という、当然教育委員会の先生方の協力もなければできませんけれども、その辺は市長さん、今後、子育てということで、どのように考えていただいとるのが、ご意見があればお聞きしたいんですが。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 今、塚本委員ご指摘のように、それぞれ地域で子どもを持っておられる人のアンケートをとった結果があるんですが、1,000円なら預けるが、3,000円なら預けんという、そういうデータが出とるんですよね。そういうことで、安けりゃ預けるが、高けりゃ預けんという、この3,000円という金額というのは、べらぼうに高い金額じゃないんで、やっぱり庄原、三次、安芸高田から見ても適正な価格であるわけなんで、これを1,000円に下げるわけにはいかんというように思います。

そういう中で、地域の地域振興会で週に一遍子どもたちの面倒を見ようという動きがあるということについては、大変私は前向きな運動であると思うんです。学校も、恐らく空き教室を利用できるんじゃないかというように思いますが、これは教育委員会との関係でございますので、そこらは、週に1日見る制度があるかどうかというのは、私もちょっと今よく制度をつかんでおらるので、係からちょっとそこらもまた回答していきたいと思えますが。ファミリーサポートセンターというのは、あの施設は去年からだったですか、出ておりますんで、そこらのうまく変形した利用ができやせんだろうかというような気もするんですが、これもちょっと担当の方から回答してみにゃ、私自身もちょっとそこは不勉強でございますのでいうことで、できれば制度にはめていきたいと、このように思うわけでございます。

熊高委員長 引き続き答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 補助制度的なものはございませんが、庄原市なんかで言いますと、ひだまり広場とかいうような格好で、あるスペースなりを使っただけのそういうふうな母親クラブとか地域の人とかいうふうな格好のものはございますが、これも事故があったりというようなことなら大変なので、だれかが責任者としてついて、ついとる人には幾らか、全くボランティアというのができれば一番いいんですが、そこらどころが大変、だれかについてお願いすれば幾分か費用が要る、負担せにゃいけんいうふうなところもございますし、そこらが検討課題で、高齢者のサロンのようなものいうふうなところのが、ちっちゃい子でも、何かこれも市として今後の子育て支援をどう考えるかいうところも課題であると思いますので、今後とも検討していきたいというふうに思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

塚本委員。

塚本委員 もう1点お聞きします。先ほど言いましたように、このアンケートをとっていただいた結果をこのままにしとくのか。例えば保護者の方へ、こういう結果でしたからというのは数字的には多分周知されたいと思えますけれども、先ほど市長、金額のことで言われてましたけれども、それぞれの今までの施設、3,000円というのが条例化されておりますし、それを1,000円にするというのは非常に難しいというのも私もよくわかります。ですが、そのアンケートをとった人たちに対して、こういう結果は当然のことながら、3,000円でも、逆に言えば今からでも、例えばこの来原のことなんですけれども、3,000円から3,999円なら2人の方はお願いをしたいと。それから、1,000円から2,000円までだったら8人の人は利用したいというアンケートの調査が出ているわけなんですよね。そこらのところの説明といいますか、3,000円という形に条例でもなってますが、それでもまだ預けたい人数が今2人しかいらっしやらない、そういう状況の中で、児童館、児童クラブというのは設置できない。しかし、見てもらいたい人はおられるわけですから、それに対して3,000円が再度了解してもらえるかどうかというような、そういう説明なり希望者を募るとかというような行動は今後、このアンケートをとられた結果の報告も踏まえ、そういうことをされる予定があるかないか、このままで投げとくのか、もう少し勧誘をするようなことをされるのか、そこをちょっと1点ほど。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 アンケート、これは児童館、児童クラブをつくりませんかというアンケートでなしに、児童環境調査、家に帰ったら何をされてますか、同居ですとか、いろんなことの問いかけをした中でやらせていただいて、小学校の先生にお願いしてということで、一部の高宮の小学生のお子さんをお持ちの保護者に対してということでありますので、市民は

もちろん、高宮町の住民の方々にはすべて広報いうところまでは、結果までというのは考えておりませんでした。さらに、今後のやるかやらんかの、またあえて3,000円ならどうですかいうふうなところまでは、ちょっと今のところは考えておりません。保護者の皆さんからいろいろな声が、実際私のところには直接保護者の方から声は届いておりません、福祉保健部の方には。それは支所の方へはちょっとわかりませんが。そこらの中で、今それじゃあ1人でも2人でも3,000円でやるんかどうか、これもいろいろな課題が、先ほど申しましたように、ほかの方法があるんかないかというような、いろいろなところがあると思いますので、このすべてのアンケート、それじゃあこうでしたいうところまでは、すべて公表するとかいうふうなのは考えていませんし、さらにあえてもう1回とってみようということも、今のところは思っておりません。

熊高委員長 答弁を終わります。

塚本委員。

塚本委員 そういうことでございましたら、私どもも地域へ帰りまして、例えばそういう希望者の方がたくさん今の条件の中でいう話になりましたら、また地域で話し合い、あるいは要望書等提出するようなことになるかもわかりませんが、その節はひとつよろしく願いいたします。

以上です。

熊高委員長 答弁は要りませんか。

ほかに。

明木委員。

明木委員 関連になるんですけど、今回、条例提案されてますよね、児童クラブ、児童館ということで。それにやっぱり費用の件が載ってるわけなんですけど。実際に3,000円という中は、委託料も含んで、人件費も含んで、あとプラスおやつ代とかなんかも入ってるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりは含まれるのかどうか、まずその1点から。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 今のおやつ代等は含んでおりません。それは各児童クラブなりの判断に基づいて、1日来られた場合には50円とかいうふうな、いろんな設定をされておられます。ということで、それらは実費の関係じゃろうと思いますので、そこは保護者負担金とは別で、保護者負担金はあくまでも、先般申しましたように補助基準額がかなり少ないものでありますので、その補助基準額相当分の保護者負担、ほとんど人件費でございます。あと一般会計から出すお金がかなりあるわけでございますが、それらの勘案しながらいうことで、保護者負担金はあくまでも委託料の話になろうと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 ということは、人件費だけというふうにご考えさせていただいてよろ

しいんでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 人件費だけでなしに、教材費いいますか、いろいろなところの教材、用紙を買われたり、折り紙とか粘土とか、そこらにつきましては、なかなか難しい問題がありますので、それは含めて保護者負担金ということの中での整理ということで、人件費だけではなしに、いろいろな教材費、そこの中での消耗品関係とかいうふうなものの位置づけをしております。

熊高委員長 答弁を終わります。  
明木委員。

明木委員 それであれば、よく学校なんかではやってるんですけど、別会計をとるとかしていただければ、その部分だけ。条例でうたってる3,000円がもう少し下げれるんじゃないかなというふうに考えられるんですけど、どのようにお考えでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 今の3,000円では賄い切れませんので、別会計ということには、それには補助金も含め、市費の一般財源も含めてのほとんどが人件費で運営しとるようなものでありますので、じゃあ負担金だけを別会計でやるということが今回の公費に入れよう、条例化しようというのが原則でございますので、今回、条例改正で提案させていただいている状況でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
明木委員。

明木委員 それでは、ちょっと児童クラブ、児童館から離れまして、保育所の問題についてお伺いしたいんですけど。市長は、常日ごろから合併当初、合併建設計画で決めたハード事業は三つだよと言って言われてきております。その中で、その後、建設事業、ハード事業として出てきてるのが、やはり農産物の加工場、今回は給食センター、保育所、吉田少年の家等、いろいろハード事業がどんどんどんどん出てきてると考えられるんですけど。確かに保育所、今どんどんどんどんふえてきている。園児もふえてきているという状況の中で、若者定住推進を考えると、そういう施設はやっぱり必要になってくるというふうにも考えられると思います。しかしながら、一般質問でも同僚議員が質問しましたけど、将来的なところをにらんでいくと、どういう計画でそこを維持し、管理をしていかれるのか、その計画についてまず一つお伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。  
児玉市長。

児玉市長 合併建設計画から引き継いでおる大きなハードは、先ほどもおっしゃったとおりの文化ホール等の課題でございます。この農産物処理加工センターについては、農業振興というサイドでやる事業でございますので、これを箱物と言えるかどうかという問題もあるわけで、農業振興のた

めの施設であるというように解釈をしていただきたいと思います。その後、この予期せん吉田の少年自然の家が出てきたんで、これは私は、議会の皆さんと十分論議をして、まず必要があるんかないかいうところから論議をしてもらわないと、これこそ箱物になるというような感じがいたしますので、そこは今後十分議会の皆さんとも論議を尽くしていく必要があると、このように思うわけでございます。

それから、0歳児、1歳児、2歳児の保育施設の問題については、これは吉田町に今、委員さんもお視察をいただいておりますが、保育所に併設してあるプレハブがもうこれがどうもならんような状況になっておまして、夏にア리가下から上がってくるようなプレハブの状況でございますが、これも新設といや新しく建てるものでございますが、これを補完するものというように解釈をしていただければと、このように思います。

それで、今一番急を要するのは、この保育園の状況を見てもらえばわかるんですが、大体周辺の保育園はほぼもう減少の方向にあると、こういうことでございまして、吉田の保育園に入れたいという人も、願いをして周辺の保育園に行ってもらっておるところもあるわけでございます。そういうものの解決をするということで、今回0歳児から3歳未満児までの施設を計画をしておるといように解釈をしていただきたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 将来的にもどんどんふえていく、そういう推移的なものが見えてるといふふうに解釈をさせていただきたいと思います。

それでは、今回の介護保険法とか障害者自立支援法の方で、4月から対応していくわけなんですけど。まず、民生委員、児童委員の方がそのあたりに非常にかかわってくるんじゃないかなというふうに考えられます。まず、その方たちに対してどれだけの研修が去年行われたのか、それを伺いたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 今回の介護保険の制度改正、自立支援法の改正においてでありますか。各地区旧町単位の地区協の定例会も毎月やっておりますということの中で、会長会においては、こういう説明をさせていただきますということの中で、大まかなところをやり、それから地区協においても、要望がありながらということで、それぞれ日にちを決めてもらいまして、介護保険につきましては、高齢者福祉課の方から出向いて行き、各支所の方へいうことで、それから、障害者自立支援法に関しましても、それぞれ1回ずつ以上は出向いて行っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 わかりました。何度か去年やられて、それなりの徹底はされてると。理解をしていただいて、それなりの対応ができるというふうにはなっているとということでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 介護保険につきましては、今回の制度改正と今後3年間の市の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、なかなか難しゅうございます。現在2回目を地域包括支援センターの関係で出向かせていただいておりますが、1回、2回で理解をいただいて、市民の皆様の支援をしていただくということが大変難しい部分があるかと思しますので、引き続きまして民生児童委員さんの研修に出向かせていただきまして、制度の理解を得るよう、そして市民の支援をしていただけるよう努力していきたいと考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。  
明木委員。

明木委員 非常に介護保険法は予防介護ということなんですけど、障害者自立法については、非常に負担が増になってきて厳しい条件の中でやっていけないといけないという障害を持つ人たちが、そのために、そのあたりの対応の仕方、よりよい対応の仕方をぜひ今後、民生委員とか児童委員、またそれらにかかわる相談員の方々には徹底していただいて、よりよいサービスが行えるようにしていただきたいというのがあります。

それでは、もう一つ聞きたいことがあるんですけど、在宅介護における配食サービスなんですけど、実は私の方にメールが届きまして、これは国会でいう変なメールじゃなくて、ちゃんと届いた内容なんですけど。甲田町と吉田町、両方の介護施設である百楽荘では、介護認定者への配食サービスを行っています。その中で、吉田の認定者の人は1食400円ですが、甲田の認定者の人は1,050円ですということで、配食サービスに差があるということなんです。同じ認定者なのに、なぜそれがされてるのかということところがまず1点、ご質問いたします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 現在、配食サービスというものは、介護保険の認定あるなしにかかわらず、食事の提供が必要な方に配食をしております。市の一般会計で行っております在宅支援の措置の事業でございます。現在、措置の事業というもので、事業所を選択することができないサービスの一つとしてこの配食サービスがございます。つまり吉田町域の人は吉田の百楽荘の配食サービス提供事業所から、甲田町域の人は甲田町の配食サービス提供事業所であります社協の方からという形で、市の方は現在、措置という形でしております。現在、措置でしておる場合、個人負担金につきましては、材料費を除きまして市内統一をしておりますので、ご指摘いただきました金額につきまして、恐らく甲田町の方については市の措置と

いう領域ではなしに、個人で申し込まれておるのかというふうに考えております。

現在、事業所を選択できないという、こうした実態があることは、配食サービスについては紛れもない事実でございます。現在、市内に6カ所、旧町の区域によりまして6カ所の配食の提供の事業所と委託契約を行っておりますから、市民の選択にゆだねるのがよいのか、あるいは今までどおり身近な地域から配食を受けていただくことがいいのか、これにつきましてちょっと今後、検討をさせていただければというふうに考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 ぜひ検討いただきたいと思います。この価格差ですね、650円というのは非常に大きいと思うんですね。例えば400円ならば1食分以上にかかっています。このあたりの住民説明を徹底していただいて、どういうふうになればどういうサービスが受けれますよと。その辺もぜひ広報等を使っていただくことが大事かなというふうに考えられますので、それは一つお願いとして言っておきます。ほかの町についても、だから格差があるというふうにとらせていただいてもよろしいのでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 委員さんご指摘の件につきましては、恐らく百楽荘を利用されておられる吉田町の方は、市の配食サービスの制度を利用されておられる負担だろうと思います。そして、甲田町の人、1,050円の負担につきましては、市の配食サービスの制度を利用されず、個人契約で施設の方へ申し込まれたものだというふうに思います。現在、市民の方の配食サービスの利用者負担につきましては、基本的には市の制度を使った場合には統一をさせていただいております。ただし、材料費が各サービスの提供事業所で若干違います。350円程度から400円、400円を超える材料費を使っておられるところもありますので、自己負担金プラス材料費ということになっておりますから、若干の個人負担の差が出ておるのは現実でございます。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

今村委員。

今村委員 保育所建設事業についてもうちょっと詳細にお伺いをしたいと思うんですが、イメージ的には、現在ある吉田保育所の増改築かなというふうに理解をするわけですが、実際に保育所ということになると、対象が保育に欠けるというのが第一前提になるわけですね。そこで、現在のゼロ歳から3歳児における現状及び将来をどのような形で見込んでおられるのか。実際にそのことと、保育所の建設でなけ

ればいけないということから保育所の建設という形になったんでしょうが、そこら辺のちょっと背景を、あるいはこれからのゼロ歳児から3歳児までのここ数年の推計ですね、ここら辺をどういうふうに見込んでおられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

熊高委員長　　まず1点でいいですか。

今村委員　　とりあえず、そこから。

熊高委員長　　答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長　　以前の1月19日の文教厚生常任委員会のときにお話しさせていただいたところの今の現状は60名、さらに市長が申しましたように、他の保育所へ行っていただいているのもおられるという状況もございます。それで、今後の推計でございますが、今現在、吉田町の方が先週の木曜日現在で集計したもので、ゼロ歳児が119人、1歳児が106人、2歳児が121人というふうな状況でございます。それで、よその方は、例えば八千代にしますとゼロ歳児15人、美土里が25人、高宮が20人、甲田が34人、向原が21人というふうな、よその方は減少傾向にあるんですが、吉田につきましては、今後とも、今の人数のうち何割が預けられるかというのは大変あれですが、安芸高田市内の状況を見ますと、市の職員も、美土里町、高宮町、甲田町の職員も向原町の職員も八千代も、合併しましてから住居をこっちに構えたいというのがかなりあります。それも保育所に預けてるというのがおりますいう中で、それと同じような状況が、勤務地が吉田にあって、同じ安芸高田市内でお父さん、お母さんは地元におられますが、こっちに若い人が住んでいう状況がかなり続いてきよる。アパート、マンションの建築を見ましても、かなりふえてくるような状況、なかなか推計は難しいんですが、かなりの人数で、そのうちのゼロ歳、1歳、2歳、3歳の数を預けに来られる子どもさんが、何年かは続く減少には今のところならないというような予測で思っております。

熊高委員長　　答弁を終わります。

今村委員。

今村委員　　そのことによって、私、実際に現状の中で、保育所ということになると、さっき言いましたように、保育に欠けるというのが第一前提になるわけですね。実際にそういう家庭がほとんどなのかどうか、そこら辺の把握についてはどういうふうに思われているのか。

熊高委員長　　答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長　　今、入所申請、申し込みを受け付けとるわけでございますが、就労証明、源泉徴収票なり、また自営業の方につきましては、それとか農業の方とかにつきましては、民生委員さんの証明をつけていただいたりとかいうふうなこともございます。ということで、申請書には、添付書類としていろんなものつけていただく中で確認をしております。さらに、今後保育所入所条件を満たさないというんで、他の市町村で、市の方でや

つとるのがありますが、一時保育なり、例えば病気とか、いろいろな中で一時的に預けなければいけないような場合についても、今後とも週に何日までに限ってとかいうふうなところも、一時保育をどうするんかとかいうふうなところも検討課題ということで、ゼロ歳、1歳、2歳を建設する中でまた検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

引き続いて、今村委員。

今村委員 ちょっと保育所に限って言えば、現状は要するに吉田への一極集中化が目立つと。先ほどの他地域の保育所についても、かなり定員を割ってる状況もあるわけですね。そこら辺を今年度の予算でどうのこうのということは非常に難しいんでございますが、そこら辺についての、これから保育園及び保育に関する状況について、将来どういうふうな形でこの課題に取り組もうとするのかというのはやっぱり考えてみななければいけない時期だろうというふうに思うわけです。課長では難しいでしょうが、これからの進め方について、部長なり市長の方でご見解があれば伺いたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 子どもたちの推移をどのように推定するかという問題もあるわけですが、やはり小学校等も同じ課題を今後抱えてくると思います。いつの時期にそういう時期が来るかというのは、まだここ四、五年のうちにはそういうことはないと思いますが、将来推計をしたときには、やはりいろいろな施設の統合ということも恐らく課題に出てくると思います。しかし、これは私は、ここ四、五年のうちに出てくる問題ではないと思いますので、仮に施設をつくるときには、そういうことも想定をしながら、むだな施設はつくらないと、将来を見越した施設にすることが大事だろうと思いますし、給食の問題についても、これはとても1年ではできんと思いますが、やっぱり統合化ということは今年度の調査の中で恐らく方向が出てくると思います。そういうことでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑は。

今村委員、今のはいいんですか、一たん終わって。

今村委員 子育て支援関係の中で、やっぱりそこら辺は総合的に考えていく必要があるかと思うんでございますが。

現実、18年度の予算の関係に話を戻したいと思います。その中で、児童福祉管理事業の中で、母子自立支援の関係でございます。これは恐らくこれからの子育て支援センターの設立に向けて、ここら辺の運用なり運営がどのような形で結びつくのかというのが1点、そのことについてお聞きをしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長　今の児童福祉総務管理費の方で、母子自立支援員さん1名、これは合併と同時に県の地域福祉事務所いうか、県の方から事務移譲でありて、母子自立支援関係は施設関係の委託も含めてのいろいろ1名配置ということで、合併の16年3月から設置しております。それと、家庭児童相談員を昨年の、17年の4月からいうことで配置しております。それは、いろいろ母子さんの関係とか、児童の虐待も含めたいろんな相談なり、それから家庭問題、DVも含めたいろんなこともございます。その中でいろいろ相談件数もかなりございます。その中で、子育て支援センター、いろいろ児童、家庭、母子も含めてまつわる相談窓口、情報の発信とか、いろいろな気軽に相談に来れる、事務室ならなかなか入りにくいというふうな、できるだけ子育て支援センターの中に配置してもらいまして、そこの方でいろいろ相談業務、連携もとっていき、また相談室もその中につけておりますので、そこらでいろいろ業務にわたって運営していきたいというふうな感じを持っております。

熊高委員長　答弁を終わります。

関連ということで、岡田委員。

岡田委員　予算書では56ページの保育所費の中で、新しい建設費が含まれておりますね、説明書では16ページですが。この事業は、ことしから国の方から地方債を十分認めるという分に該当するのか、まず最初お尋ねします。財源ではいろいろ書いてありますけども。

熊高委員長　答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長　起債の関係につきましては、起債をつけるということで、これは総務部の財政課の方でない、何の起債で、どういうふうな認めたいうて、ちょっと私の方で把握しておりません。厚生施設の関係の建築費の補助金も起債も絡めたものは、今は私立しかありませんので、公立はございませんということは聞いております。ほかの地方債であろうと思います。厚生福祉施設の建設事業債のようなものでなしにということしかちょっと把握しておりませんので。

熊高委員長　きょう、総務部長ちょっと欠席ですので。

答弁を終わります。

岡田委員。

岡田委員　この制度は、政府の改革のもとで財源移譲が地方自治体へ移譲された枠に入る形が一つはあるんですよ。それで、財源を地方自治体に移譲されたところに入る部類でしたら、地方債は市単独でこういう学校とか保育所の関係の、学校まではどうか知らんけど、保育所の関係は、単独のうちの安芸高田市なら安芸高田市がこういう施設をつくるいうときは、その必要な起債を認めると。それで、しかもその起債は、元利と利息もすべて地方交付税で返ってくるいう制度がことしからできるとように私は思うんですが、その分に入るんかどうかをお尋ねしとるんです。新しい制度なんですよ、これ、ことしからもしそれに入るんなら。

熊高委員長

暫時休憩します。

~~~~~

午後1時50分 休憩

午後2時06分 再開

~~~~~

熊高委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
先ほどの岡田委員に対する答弁を求めます。  
垣野内財政課長。

垣野内財政課長

保育所建設に伴う起債の関係でございますが、現在は有利な合併特例債を充当して計画しております。4月になりましたら、新たな地方債の手引といったようなものも示されますので、今の施設整備事業債、充当できるものであれば、有利であれば乗りかえるという方向も検討していくこととなります。

熊高委員長

答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
杉原委員。

杉原委員

高齢者福祉課と保健医療課へお尋ねします。  
敬老事業でことしは福祉大会を美土里町で持つというふうに説明を聞いたんですが、どのような規模でやられるのか。そして、自動報知機を100台設置すると言っておられますが、これの具体的な取り組みと、そしてことしからは100歳以上の方の敬老のお祝いをするに変更しておられます中で、これ国もそのようにしておられる中で、それに準じておられるんだと解釈するんでありますが、近隣の市がどのようにしておられるか、もし調査しておられればお聞かせいただきたいと思います。

それと、全国的に身体に影響を及ぼすアスベストの問題ですが、この取り組みも積極的にしていただいていると思っております。予算書が上がるとのを見ますれば、高宮と向原、2カ所除去する予算もつけておられるんですが、これで市としての公共の建物が全部済むのか、まだあるのか、お尋ねします。

熊高委員長

以上4点あったと思いますが、答弁を求めます。  
沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長

杉原委員さんご質問の件にお答えをさせていただきたいと思っております。高齢者福祉大会につきましては、現在、美土里町の神楽門前で開催させていただくよう調整をしております。規模的には、美土里町域の市民の方と、それと市内の老人クラブ等に参加をお願いする予定でございます。例年250名程度の規模で開催をさせていただいております。

2点目の自動火災報知機の取り組みでございますが、これにつきましては、寝たきりの高齢者の方あるいはひとり暮らしの高齢者等の方へ自動火災報知機を給付する事業でございます。消防長の方からございましたように、乾電池式のものから商用電流を使うものまでございます。そういうことでございますので、まだ具体的な執行の仕方は詰めており

ませんが、ご自分で設置いただく場合にも、あるいはどちらかの業者さんにつけていただく場合にも、両方対応可能なように制度を組み立てたいと考えております。

敬老金につきましてですが、18年度予算で重点化をさせていただいております。近隣の市町村の現状でございますが、18年度当初予算については、近隣の市町村を確認をしておりますが、1月末段階で、三次市につきましては、100歳到達者に1人当たり3万円プラス賞状を出しておると聞いております。庄原市につきましても、100歳到達者1人当たり1万円、北広島町につきましては、75歳以上、88歳以上、100歳以上ということで、各年齢に分けて、75歳以上が5,000円、88歳以上が1万円、100歳が5万円というふうな調査をしております。

アスベストにつきましてですが、これは厚生労働省の所管で、市内の高齢者福祉施設のアスベスト使用についての調査が参っております。その調査によりますと、高齢者福祉施設につきましては、高宮高齢者生産活動センターが1カ所、アスベストを使っておるということで、今回、18年度予算で機械室のアスベスト除去を終わりますと、市内の高齢者福祉施設につきましては終了をするという考え方であります。

熊高委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 それでは、アスベストの関係でございますが、保健医療課の関係といたしましては、各支所でございます保健センター等のものになってまいります。これにつきましては、先ほど課長の方から話がありました調査で、向原の保健センターに1カ所ほどあるというものが判明いたしました。そういうことで、18年度においてこの除去工事を行いたいと思うものであります。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

よろしいですか。

金行委員。

金行委員 ちょっと2点になりますか、説明書の18ページ、今のちょっと関連ですが、自動火災報知機の分は今100台予算化してありますが、これ全額補助でつけるということかどうかが1点と、これは積極的にこういういいことはしてくださいということと、予算の関係もありましょうが、100台の予算を組んであるんだから、積極的にやってくださいということと、全額補助かというのが1点と、それから、その下の介護特別繰出金事業の分ではありますが、まさに今からはこういう事業をどんどんやっていかにや、介護サービスの金を食うばかりで、この分のあれはどういう内容のものか、何人分なのかというのをちょっとお聞きします。以上2点でございます。

熊高委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 高齢者の日常生活用具の自動火災報知機100台分についてございま

すが、所得に応じて個人負担をいただくようになっております。ゼロ円から全額までの個人負担が生じてまいります。大体おおむねの目安でございますが、所得税がかからない場合、おおむね全額補助でつくと、こういうふうな形になっております。

もう1点の介護保険事業でございます。昨年の10月の制度改正によりまして、入所者の食費と居住費が自己負担となっております。こういうふうに非常に自己負担というものが大きく入っておりますので、この介護保険事業は、施設に入所者の低所得者に対する法人がみずから減免する制度でございますので、こうした事業の方をしっかりと法人にも減免に取り組んでいただいて、助成をしたいと思っております。

金 行 委 員 特別会計繰出金事業の分の関係。

沖野高齢者福祉課長

済みません、申しわけございません。介護保険特別会計の繰出金の人件費分繰出金でございますが、これは18年度から新たに介護保険に携わる職員の人件費をこちらの会計に移しております。ですから、高齢者福祉課の介護保険係6名の職員の人件費がこちらの方へ入っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

金 行 委 員 わかりました。

熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。

松村委員。

松 村 委 員 健康づくり推進事業についてお尋ねをいたします。

健康づくりは、すべて日々高齢比率も上がっている中で、高齢者に限らず、子どもから大人まで重要なことだと考えておりますが、今現在では子どもたちにも生活習慣病があるとかいうふうなことも聞く中で、ぜひこの推進をしっかりとやっていただきたいと思っております。

ことしの所信表明を見ましても、健康増進計画策定をいたしまして、安芸高田21というもとで策定され、健康づくりに努めてこられるところでございますが、実は昨年、常任委員会といたしまして、長野県佐久市を視察をいたしました。その市といたしましては、健康づくり宣言都市を位置づけながら、保健補助員という方々、これは長い年月によって培われたこういう健康に携わる、とりわけ女性の方ですが、去年、17年の7月現在、佐久市が10万900人ぐらいな人口でございましたが、その中で、そういう健康に対しての補助員として養成された人数が、延べ人員1万4,000人という体制の中で、まさに市総ぐるみでこの健康づくりをやっておられるという実態を研修したことでございますが、今、飽食時代と言われて久しい中でもございますし、ぜひこれは医療費の問題を加えながら、すべてが健康ということは幸せの源でもございますし、ぜひとも力を入れていただきたいと思っております。

そうした中で、本市といたしまして、とりわけこれまでも早期発見、早期治療の中で、総合健診とかドック検診、いろんな検診部門を持って推進しとっていただくわけでございますが、18年度この予算を組まれる上において、とりわけ特徴を持った健康推進事業というふうなものを

考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 ただいまのご質問でございますが、長野県の佐久市、ここらあたりは日本でも有数の地域だろうと思っております。それで、我々、そうした業界と言っちゃ申しわけないんですが、そうした健康づくり等々の先進事例の書物が参ってまいります。これらの書物の中でいつも書かれとるのが、今、委員おっしゃいました健康推進員という、名前はどのようにいたしましても、各集落に持って行って、自分たちの健康は自分たちで守るという組織が構築されております。

それで、安芸高田市においては、こうしたものが今、組織されておられません。ただ、唯一あるというのは食生活推進協議会、これの推進の委員さんだけです。ですが、これだけでは我々の健康ということは守れませんので、今度の事業計画の策定の中に、そうした推進員という、名前はどのようにいたしましても、地元地域でリーダーになっていただけの方が設置できないかなと思っております。18年度中にその計画をやってまいりますが、それを待ってその委員さんの設置ということになれば、また1年おくれてまいります。ですから、新年度が始まると同時に、これは地域振興会、企画等々と話をしまして、その地域振興会さんとも話をし、健康ということについてのご理解をいただいて、同時に設置できないかなと思っております。

本年度、18年度の健康づくりの目玉ということでございますが、17年度までは旧各町がこの健康事業については旧町のを引きずっていたような気がいたします。安芸高田市として一つになっておりながら、旧町のをそのままやっていたというものがあつたように思います。ですが、安芸高田市といたしましては、こういうことをずっとやっていたんでは、全体のものが見えませんので、17年度に保健師を中心に各事業の見直しをさせました。

それで、その一つが先ほど話をしましたような3事業を健康づくり推進事業ということで固めました。ですから、今までは各支所の中に幾らかの事業費を持ってましたが、今度は吉田で集中管理をいたします。ですから、事業の統一ということが図れるようになるんじゃないかなと思っております。その組織の人員に保健師あたりの配置がどうなるかというのは今後の問題でございますが、健康ということになれば、一つのものに固まらんとできかねますんで、とは言いながら、住民の皆さんには不便をかける部分もあるうかと思っております。事業を今までは旧町のもので出前サービスというものをやっておりましたが、これは非常に効率の悪い事業もございます。これは統一いたしまして、2町で1カ所でするとか、全市でするとかということは、事業の展開においては出てくると思っております。そのことが、健康づくりという3事業を一本にしたということが18年度の健康づくりに対する一番の変わったところだと思っております。ですから、

今後は住民の皆さんを巻き込んだ健康づくりと、それで保健師が出前をするんでなしに、保健師は指導するというような立場をとらざるを得ん時期が参ってくると思います。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

松村委員。

松村委員 すべて地域の安全とか健康づくりにいたしましても、今まさに協働のまちづくりという形の中で、ぜひ健康管理についての徹底したご指導なりをいただきたいと思います。済みません。

熊高委員長 答弁はよろしいですか。

松村委員 はい。

熊高委員長 先ほどの金行委員の質問に対する答弁、一部修正があるようですので、再答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 先ほど金行委員さんの介護保険特別会計の人件費繰り出しの人数についてご質問いただきました。6名と答えさせていただきましたが、こちらに出ておる金額については、職員は6名分でございますが、介護保険特別会計の予算書の166ページを見ていただきたいと思います。予算書の166ページに介護保険特別会計の職員給与費明細が入っております。こちらの方に9名でございます。残りの3名の差額につきましては、地域包括支援センターの職員あるいは地域支援事業を担当する職員でございます。先ほどの質問の5,400万の繰り出しについては、介護保険の保険者の職員6名分で、そのほかに上の事業費繰り出しの中に入っております3名分の職員が別にあるということでございます。一部訂正をさせていただきます。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

山本委員 子育て支援の方の問題で、ちょっといろいろな方面からお尋ねしてみたいと思うんですが。昨年4月に次世代育成支援法いうものができまして、それにつきまして、その中身で、企業への指導ということで、短時間の勤務制度あるいは育児休業の取得の推進とかというようなものを企業へ具体的な計画を義務づけられとる。これは従業員が300人以上を対象にされて、300人以下の企業に対しては、これは努力義務というようなことで、昨年の次世代育成支援対策という法律の中でうたわれとるわけですが、このことが私は、今、日本の社会に対して、いろいろ少子化対策で対応を考える中で非常に大切な部分につながっていくと思うんですね。そうしたところで、安芸高田市の企業がありますが、その企業に対して行政指導というものが今非常に問われとるんだらうと思うんですが、そういう方面についての行政として、企業へどのような働きかけをされて、そしてどこまでどのような企業がこういう次世代育成に対

しての認識をされとるかいうところを把握をされとる点がありましたら、ちょっとお伺いいたします。

熊高委員長 答弁を求めますが、できるだけ予算に関連づけて質問をいただきたいというふうに思いますので。

答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 次世代育成推進法で、先ほど申されたように、企業も次世代育成推進法の計画をつくりなさいということがございます。それで、市としてでございますが、これはそれぞれの企業的なことでございますので、従業員のところまでのいろんな制度なりというのは、新聞とか、いろんなものでは時々出てくるわけでございますが、行政が休みをとらせなさいとか、どうしなさいということまでは指導はしておりませんし、今後とも大変難しい問題であろうと思いますので、企業さんみずから考えていただいて、次世代の少子化、子育て関係についてのいろんな施策なりを企業として考えていただきたいというところでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

山本委員。

山本委員 この子育て支援の中で、やっぱり働く人々の仕事の子育てということに関して、やはりそれはどうしなさいこうしなさいということはもちろん言われんでしょうが、このことについてどこまできちっとされとるかぐらいは、将来の子育て支援に対する安芸高田市の予算への計上へもいろいろ影響してくるようには考えられると思うんですが、これは今後大きな一つの問題でありますので、そこら辺も少しは足を運んで、多少の把握はされるべきと思います。

以上です。

熊高委員長 答弁が要りますか。

答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 大変難しい問題でございます。今、それなりに子育て、労基法に基づいたいろんなことがございましょうが、そこらについて、これは福祉保健部だけでなしに、雇用対策の産業振興部ともいろいろ関係があると思います。その中で、こっちから出向いてというのは、今のところ思っておりません。相談に来られた場合には、こうこうですよというふうな、行政が率先してこういうふうなのに取り組んで、後はこういうふうなものに倣ってやってくださいというところが、かなり隣の三次市さんもいろんな制度もやっておられるようなことでございますが、できるところからというふうなところで、今後、企業なり民間の方については、ちょっと今のところなかなか難しい問題であろうと思います。

熊高委員長 はっきり言いなさいよ、できるんかできんのか。

答弁を終わります。

ほかに。

渡辺委員。

渡辺委員 短く質問してみたいと思います。

説明資料21ページ、健康づくり事業の1億1,527万8,000円の中で6,500万円ばかりの予算、特にいろんな事業が予定されておるようでございますが、とりわけこの中で、プール等の運動施設を活用するとともにいうような、ありがたい言葉がここに書かれておるなというふうに読ませていただいとるんですが、予算を計画されておるわけですから、プールの活用については、本市の場合、吉田町と高宮の湯の森と2施設あると思うんですが、その辺の健康づくりの活用の計画というのはどのようにお考えであるのか、お尋ねをしてみたい。ただ単なるここにプールがあるんで、文章が載るとるとということではなからうというふうに思うんですが。

熊高委員長 答弁を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 それでは、ただいまのご質問でございますが、プールの活用についてどう考えとるかというご質問だと思います。

12月の定例会のときもちょっと話をさせていただいたかとは思いますが、昨年といいますか、秋が終了した時点で、吉田の老人クラブの皆さんにお願いいたしまして吉田プールを使っております。これは約20回ぐらいのコースだったと思うんですが、2班に分かれて。それで、それから後に2回ほど高宮のプールを使用させていただきました。それは全員じゃないんですが、2回に分けて20人の方。ですから、1回で10人という格好で行っております。

それで、一番失敗したのは、吉田のプールで30人ぐらいを募集しとったわけなんです、これは無理でした。十四、五人が1班の適正人数じゃないかと思えます。これは反省の時点でわかってきたことです。そして、高宮のプールを使ったところ、吉田のプールでは全行程を運動をし切れなかった方が、高宮に行くとき水深が低いために全行程を上がることなく終了されたという報告も受けております。ですから、吉田のプールと高宮のプールが本質的に違うんだなということを私は認識したような気がします。ですから、新年度につきましては、旧町といいますか、旧支所をグループにして各10回程度のものを、吉田で10回、高宮で10回、計120回程度のものが計画できないかなということで、この一般会計だけでなくして、国保の会計の方にも組んでおりますので、これらの活用をしていきたいと。

高宮のことにつきましては、1週間ぐらい前ですか、高宮の方に出向きまして、支所ともども第1回の協議を重ねるところであります。その実態につきましては、うちの方はあくまでも委託ということで受けてもらえないだろうかということをお願いしておりますので、この予算が通りましたら、具体的な数字を示して活動に入りたいと思います。ただ、一番の問題は、そこまで行く交通手段が皆さんにないということ。高齢

者を相手にしておりますので、そのことをどうするかということが今後の大きな問題になろうと思います。ですから、費用的にもかなりの金額になろうかと思っております。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

渡辺委員。

渡辺委員 望むような答弁をいただいたと思いますが。せっかくこういった健康づくりの施設があるわけなので、先ほど答弁いただきましたように、全市的にこれを活用していただいて、有効に生かしていただいて介護予防に努めていただくことをお願いして、終わります。

熊高委員長 明木委員。

明木委員 関連なんですけど、バスの利用ということで、先日も一般質問でもやりましたが、障害者だけでなしに、福祉サービスにおいても、国土交通省が打ち出してきてる送迎の関係ですよね。これについて、今のやり方で対応できるのか、それとも普通の民間のバスとかタクシーを利用しないといけなくなるのか。それによってこの予算が大分必要になってくると思うんですけど、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 ただいまのご質問でございますが、基本的にはシルバーさんで管理していただいております「ふれあい号」ですか、これを基本的には使いたいと思います。ですが、2台ということで、かなりの使用頻度になりますので、民間企業のバス会社あたりを視野に入れて検討すべきだと考えております。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 最初の質問だったんですが、これが国土交通省が打ち出してきてる基本的なところに抵触するかどうかということなんですけど、そのところは「ふれあい号」は使えるだろうというふうな見込みでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 ただいまの委員のご質問は、道路運送法に抵触するかどうかということですね。これは抵触するのではなしに、委託をかけながら、その部分が当たれば、市独自の事業として送迎だけやってもいいんじゃないかと。それは法に触れないようにしたいと思ってます。それで法に触れるとすれば、民間業者の方の利用というものを考えざるを得ないだろうと思います。そうした施設を持つところに、そうした送迎用のバスを確保していただくのが一番いいんじゃないかと思っています。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

松浦議長。

松浦議長 委員外ということで。この説明書の20ページのところに、保健衛生総合管理事業費として吉田総合病院の補助金3,000万、これが今年度で打ち切られるという説明がございました。これは恐らくこの施設管理のために市が補助をした金額だというふうに思いますが、やはり私は、この補助金、こととして打ち切って、来年からどういうふうになるのか、これが支援を考えておられるのかどうか、このことについては私は市長にちょっとお聞きかせたいと思います。やはり公立病院としての安芸高田市の一つの皆さんの一番の大事な施設じゃないかというふうに思うわけですね。そうすると、やはり吉田病院そのものが経営的に大変だと。そういう中で、豊平とか、あるいは上下町とか、いろいろかつては市の中の公立のそういう病院があって、そうやって住民の医療を賄ってきたというふうなきさつもありますので、やはりそういったようなことについて、今後この吉田病院の位置づけ、あるいはそういったようなものを安芸高田市としてどのようにとらまえておられるというか、どのように考えておられるのか、その点を1点ちょっとお伺いしたいということで、市長さんにご質問をさせていただきます。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 ご存じのように、この3,000万というのは10年続いたわけでございます。これは旧国道側の4階建ての大改修をするときに、10年、3,000万ずつ支援すると、こういうお約束をしたものであります。したがって、これは本年度で切れるわけでございますが、先般も熊高議員さんからもご質問があったんですが、やはり今後この吉田病院は、今までと同じように公的病院と位置づけておるわけでございます。もしか安芸高田に400床の吉田病院がなかったら非常に市民全体が不便を見ると、こういうことがございますので、広域連合時代にも補助金を流した実績があります。そういう意味で、今後もやはり続けていく必要があろうかと、このように思いますが、議員の皆さんとも十分そこらは協議をして、近隣の豊平にしても加計にしても、病院を持つために億単位の毎年一般財源をつぎ込んだると、こういう実態がございますし、先般、申し上げましたように、平成15年の決算でも、三次市が6億、三次市民病院へ出しておるといふ実態もございますので、やはりどうしても公的病院を支援するという事は、安芸高田市としても必要だろうというふうに考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。

よろしいですか。

松浦議長 わかりました。

熊高委員長 秋田委員。

秋田委員 じゃあ、1点お伺いいたします。

今年度、新規事業で障害者福祉計画策定事業というのがございます。

この件についての質問なんですが、先ほど休憩時間に、ちょっときょう、社会福祉課による予算組み替えに関する資料ということで、1ページ目のこの資料をいただきましたけども、私なりに昨年の予算額が今年度とどのように違うのかちょっと調べてみたんですが、なかなか金額的に今年度提示していただいとる金額と、それから昨年度の金額とが大幅な差があると思ってましたけども、ちょっと説明伺ったら、組み入れ方が単純に右に矢印で負担金事業とか補助金事業とか、それから単独事業とかいう流れの中で、これが単純にこのままじゃないということは伺ったんで、具体的な内容についてはまた個人的にしっかり伺って勉強しなきゃいけないと思うんですが。この障害者福祉計画策定事業ですね、そのあたりは自立支援法に伴う障害者福祉計画ということなので、そのあたりを今後また策定されていかれるんだとは思いますが、この計画がこういった自立支援法におきます、あるいは本市におきまして、どういった影響を及ぼすのか。あるいは具体的には策定スケジュールですね、そこから始まって、そのことはどのように生かされるのかということ、大まかな答弁でも結構でございますから、お伺いいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 障害者福祉計画であります。障害者プランにつきましては、平成16年の6月でしたか、安芸たかた広域連合時代に高田郡障害者プランに基づいて現在やるところでございます。この計画の期間が平成21年までということでございますが、一昨年から障害者自立支援法、制度改正ということで、支援費が3年で終わるような状況になったんでございますが、そこらの中でいろいろな今後の障害者福祉計画を自立支援法に基づいたものによって早く立てなければいけないということで、18年度、その策定の審議なりしていただく予算も組んでおりますということで、18年度、19年の3月までにはその計画をつくっていきたいわけでございますが、安芸高田市内のそういうふうな障害者施設の資源なり、いろいろな3障害のそれぞれの人数なり、いろんなところの分析もしながらということで、ただし、この障害者自立支援法、障害者の方にとっては大変厳しい法律でございますということで、国、県、市でいかにサポートできるか、ソフトも含めてどのようにサポートしていくんかというふうなところのところも、今後の計画の中につくっていきたいというふうな感じも持っております。19年の3月までには策定していきたいというふうに思っています。

熊高委員長 答弁を終わります。

秋田委員。

秋田委員 大変重要な計画だと思しますので、そこらあたり、策定されるのには、計画つくる段階で、いろんな方の意見も伺ってつくられるとは思いますが、とりわけ今の障害者の方の立場に立ったときの施策の行い方をとっていただきたいという観点から、しっかりとした意見を取り入れるような方向での計画をお願いしたいと思いますので、それだけで結構

です。終わります。

熊高委員長 答弁はいいですね。

秋田委員 はい、結構です。

熊高委員長 ほかにありませんか。

入本委員。

入本委員 福祉保健部の場合は、ゼロ歳から高齢者まで非常に幅広いんで、作業も大変だと思うんですが、それだけに優秀な人材がおられると思うんですが。委託料が非常に多い担当課だと思うんですね。それで、委託料というのは、行政サイドから見れば事務効率、それから福祉サービスの面から見ても効果の出る予算ではないかと思うんです。それで、部長さんが全体に見られて、委託料の福祉保健部としての効果、それから昨年いろいろ問題がありました保育所におきましても、ことしの委託料が載っとるわけでございますが、昨年どおりか、それとも上がったのか。それと、公立と私立があるんですが、公立の場合と私立の場合で、1人に対する経費、これをどのように見ておられるんか、教えていただければというふうに思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 委託料が確かに多い事業の中で、何々事業、何々事業という形の中で、実際に市の職員のところであるというのは本当に不可能な事業ばかりでございます。そうした形で、いろんな社会資本を活用しながら、そういうところへのお願いをするという形のものがほとんどでございます。そういう形で、委託料としてその事業をお願いをした効果といいますか、それはやはり確かに市の職員の中でそういうことを人材的にするというのも難しいという面もございまして、委託をして事業実施をするというのがより効果なものだと考えております。

委託の中でも、先ほど言われました保育所等の多分的委託のことだと思うんですけど、どうなるかということでございますが、保育所につきましては、実際園児の入所、退所がございましてね。それに基づいての人員配置もございまして、そこらは最小限に委託料、人的な費用を見ていただくわけなんでございますけども、一概にもう最初をお願いただけでできるというもんではございません。特に保育所というところについて、園児によって、ゼロ歳については何人の子どもに対して何人の保育士が要るってということがございますので、そこらをやはり不足するということはいけませんので、それに対応した形での委託料の支払いをさせていただいてるところでございます。

それで、公立と私立の子どもさんに対しての費用ということでございますが、それについてちょっと課長の方から答弁いたします。

熊高委員長 引き続き答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 今ちょっとざっと計算してみたところでございますが、公立の場合、

児童1人当たりの保育料で、これは昨年の決算のときには出させてもらうんですが、92万1,436円、月当たりで7万6,786円、私立の場合が、今、措置費で出しとる分と人数が変わりますが、計算しましたところ、私立の場合、児童1人当たり86万7,000円、月で言いますと7万2,250円というふうな、ちょっと若干児童によって割り算して数値が変わるかもわかりませんが、そういうふうな状況でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 本来の委託料の事務効率とか福祉サービスが充実したという具体的な例が聞けないのが非常に残念なんです。保育所にとってみれば、所長さんが人的業務の方へ言うときは、所長さんの業務とすれば、今までは人材を探しとったのが探さんで済むんで、そういうのが私は効果かなというふうに思うたりするんですが。そういうふうに具体的な例を言っただけであれば、ああ、委託してよかったなと思うんですが。今のように委託することによって、私立の場合は安うて公立が高いというのも、またおかしげな話じゃなということ、市長さんは将来民営化を考えておられるのがこれでわかるなというふうに思ったり、民営化を考えると、保育所が減っていくけえ困るなという面もあったり、痛しかゆしであるんですが。やっぱり公立ではこれだけかかるけど、これだけのよさがあるとか、私立には私立のこういうよさ、やっぱり委託料の分析もちゃんとしてもらいたいなと。やっぱりメリット、デメリット、任したけえええんじゃというんじゃなしに、大新東というのは初めて契約する会社でありましたし、やっぱり所長とまたその会社とが十分コミュニケーションをとって、職員が本当に満足して仕事に、子どもと接してくれとるかいうところを今年度の予算で追跡をお願いしたいと思います。

そこで、保育所のこのたびの予算を立てられとるんですが、先日、私がちょっと直面した中で、事例ですから問題ないと思うんですが、甲立の保育所へ行って、私、たまたま小田東の保育所へ行ったら、同じ親がそこに2遍おるんですよ。どうしたんいうて言うたら、いや、きょうはこっちで下のを迎えて、向こうで上を迎えるんじゃいうて、1人の親が2つの保育所へ子どもを預けとるんですよ。それで、今見たら、きょうの説明では、甲立の保育所は定員61名で予算しとると言うんですよ。この定員というのは、最高の定員を書いとるんでしょうが、オーバーしてもいいんなら、しゃくし定規にするんならすりゃええんですが、してないところもあったり、したところもあったり、支離滅裂いうたら言い方が悪いかもわからんのですが。やっぱり親の立場になってみれば、1カ所へ2人預ける方がええんじゃろう思うんですが、ゼロ歳とか3歳とかいう問題があるかと思うんですが。そういうことは行政として本当に支援事業になってないような気がするんですが、そのあたりは、この定員と予算の立て方は、基本的にはこれはどういうふうになってるんですかね。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 先ほどの甲田の件でございますが、ゼロ歳児を吉田保育所がいっばいいうことで、甲田の方へ行ってもらっとる。いっばいいうのが、こういうふうに定員であらわしておるんでございますが、ゼロ歳児は保育士3人に1人、1歳児、2歳児は6人に1人というふうなところの中で、バランスが大変はかりにくい面がございます。30人でも1クラスということがございますし、その施設で何クラスがあって、吉田保育所の場合にも190人定員なんでございますが、プレハブは30人入っとるんですが、そういうふうな状況もございます中で、大変定員と児童数というのが難しいところでございます。ただ、定員を超えてもいいかどうかというのは、定員を120%までいうのもありますし、それはまたいろんな、先ほど申しましたゼロ歳から5歳までのバランスによつての定員でございますので、大変難しい問題で、今後そういう2カ所へ分かれて保育するような状況がないように努力はしてまいりたいというふうに思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 この実績はご存じなんですかね、内容。それで、なおかつこういう予算するときには、120%までええ言いながら、そういうことがわかっとりながら、実際自分が親じゃったらどうかと、改善していかないけんこのという気持ちにならんのが私はおかしいんですよ。そこらはどういうふうにするかってですかね。

熊高委員長 答弁を求めます。

中元児童福祉係長。

中元児童福祉係長 答弁をさせていただきます。

先ほどご指摘がありました件ですが、私どもの方でも把握しております、たまたま本人さんが職場復帰されるときに、下のお子さんを保育所の方に預けたいという申し出がありました。そのときに、たまたま上のお子さんが行かれとった保育所のゼロ歳児の方が3歳未満児が定員がいっばいだということ、本人さんともご協議させていただきながら、やむなく違う保育所、一番近くの保育所ということでご協力をいただきまして、定員の問題で部屋の確保ができないということでご理解をいただきまして、そちらの方へ行っていただきました。本年度は、早速18年度の申し込みの時点で、兄弟ともに1つの保育所にとということで、うちの方でも手続をさせていただきました。そういった意味では、ゼロ歳児を持たれとる保護者の職場復帰が昨年来から幾らか時期が早くなってまいっております。その点では我々も苦慮してはおりますが、今後こういうことがないように、なるべく早目に対応させていただきたいと考えております。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 わかっとってするんが一番いけんでね。やっぱりわかったら早く対処してあげて、何とか人的経費が、委託料がかかるかもわかりませんが、そういう環境を整えながらしないと、とてもじゃないが少子化問題も解決つかんし、若者定住も定着せんし、もう少し担当課は意地を出して、銭かかるときには、市長、これで銭かかるんじゃ、これで若者ふやしますけえいうぐらいの気力を持って市長に嘆願して、市長の特権でここはひとつお願いします言うてから、自分が事例をつくっていくぐらいの意欲で、言うて納得してもらおうたけえいうて、泣かせて我慢して執行していくような行政では私は情けないと思うんです。ひとつそういう強い、私はたまたまそこで会うたけえわかったんですが、会わなかったらこういう問題も言わなかったんですが、そういう姿勢を知っとってせんいうのが一番私は残念なんです。だから、もう少し職員の方は前向きにそういう家族がおられたら、市長と直談判してでも解消するんだという気持ちを持って取り組んでもらいたいというふうに思います。そういう意味で、市長さんが立てられると思うんですが。

それは別問題として、次の家庭児童相談員さんが17万8,000円で、これのこのたび囑託員さんの問題等が出てるんですが、これらは当然児童ですから、教育委員会とも問題点があるかと思うんですが、どういう内容が主で、どのような形で具体的に活動されておられるか伺います。

熊高委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 家庭児童相談員さんの件でございますが、まず勤務体系でございますが、30時間雇用ということで、月曜から木曜日まで、木曜日は、ただし6時間勤務ということで、2時間ほど早く帰っていただいとる。金曜日は休み、月曜から木曜までの勤務ということでございます。それで、勤務内容でございますが、今2月末で締めて、いろいろどういふふうな、これは県の方にも報告せにゃいけんですが、現在いろいろな家庭の不登校の問題とか、家庭の虐待関係、児童の虐待とかいふふうな、それとか子育ての関係とかいふ格好での相談なりということで、25人に今ケースでかわっていただいております。延べの相談回数、家庭に行かれたり、あすなる学級の方へ行かれたり、いろんなケースがございます。相談に来られたりということの中の、これは児童福祉係なり保健師なりと一緒に行動をともしたりということの中で、相談、協議しながら、ケース会議をしながらいうことで対応してやっとなる状況でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 そういう活動を見られて、課長としては、この児童相談員が役目を十分に果たしていると判断しておられるかどうか。この予算でまたことしもやられるわけですが、現在、教育委員会も、ああいう不登校の学校をつくったりしてやっておりますけど、そのあたりにお聞きします。

こういった経験は何年しとられるんですかな、この方。

熊高委員長 答弁を求めます。  
重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 小学校の校長先生を退職された方で、昨年の3月に退職され、4月からということで、大変児童教育関係にも熱心でございまして、話しやすい、相談者の方からもいろんなことを聞きますし、小さい子ども、小学生から中学生まで、いろんな子ども、また親御さんとも接し方もかなりいい状況の中で、ケースの記録を決裁する中で見させていただく中でも、いい指導もしていただいているように感じております。今後とも、引き続きお願いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。  
ほかにありますか。  
〔質疑なし〕

熊高委員長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
ここで暫時休憩といたします。15分まで休憩します。

~~~~~

午後3時01分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて、議案第54号、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計予算の件を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 失礼いたします。平成18年度安芸高田市老人保健特別会計予算でございますが、予算書の133ページをお開きくださいませ。

平成18年度安芸高田市老人保健特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億8,875万5,000円で、対前年比1.2%の減となっております。また、一時借入金の借り入れの最高額は4億円と定めさせていただくものでございます。

現在、国においては、急速な少子高齢化が進む中で、医療費制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、今後は治療重点の医療から疾病の予防を重視した保健医療体系へと転換を図るべく、抜本的な見直しについていろいろ検討されております。とりわけ平成18年度において、高齢者の患者負担の見直しも予定されております。こうした状況下で、担当部といたしましては、老人保健事業をしっかりと市民の方に知っていただくよう啓発もし、健康づくりに力を入れていきたいと考えております。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

熊高委員長 引き続き説明を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長 それでは、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計予算の要点の説明をさせていただきたいと思います。

予算書の方で、歳入の方からご説明申し上げたいと思います。138ページ、事項別明細書の方をお開きいただきたいと思います。款1、支払基金交付金、項1、支払基金交付金、目1の医療費交付金でございます。本年度は29億9,709万3,000円の予算計上額でありまして、現年度分といたしまして29億9,709万2,000円でありまして、これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、これは総医療費の約52%の予算計上になってございます。また、目2の審査支払手数料交付金であります。節1の現年度分が2,321万5,000円、これはレセプト点検20万5,619件分のもので、全額参ってまいります。補助率は10分の10であります。

続いて、2款国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、医療費負担金であります。現年度分といたしまして18億4,244万2,000円でありまして、これは医療費の約31.95%の予算計上額でございます。

続きまして、3款の県支出金、項1、県負担金、目1、医療費負担金でございますが、現年度分といたしまして4億6,205万円でありまして、これは総医療費の約8%の予算計上額であります。

続きまして、次の139ページの方をお願いしたいと思います。4款の繰入金であります。項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金でございますが、4億6,394万5,000円の予算計上額でありまして、総医療費の8.05%を予算計上いたしておるものであります。

次の5款の繰越金から6款雑入、次ページの雑入の預金利子、また雑入の第三者納付金につきましては、存目ということで1,000円それぞれ計上をさせていただいております。

以上で歳入の方の説明を終わらせていただきます。

それでは、歳出でございますが、歳出につきましては、委員会の当初予算の説明資料、23ページの方で説明をさせていただきたいと思います。予算書の方は141ページになるかと思います。本老人保健事業の特別会計でございますが、17年の10月末現在で7,257名の方がいらっしゃいます。また、2割医療費の負担割合でございますが、2割負担の方が183名、また1割負担の方が7,074名いらっしゃいます。この方に対する予算でありまして、医療費につきましては57億1,973万円の予算計上をさせていただきました。

また、現金給付といたしまして、これはコルセット、また高額医療、柔道整復施術料等でございますが、これは4,390万7,000円の予算を計上させていただいたところでありまして、

また、レセプト点検審査の支払手数料といたしましては、2,321万5,000円の予算計上であります。

以上が主なものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

熊高委員長 これでは説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、議案第55号、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計予算の  
件を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 それでは、予算書の143ページをお開きください。平成18年度安芸高  
田市介護保険特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ34億1,564万8,000円  
で、対前年比7.0%の増となっております。また、一時借入金の借り  
入れの最高額は1億円と定めさせていただくものでございます。対前年  
比7%増の要因といたしましては、新予防給付等の制度改正によるもの  
でございます。

本予算は、今回、介護保険制度改正では予防重視型システムへの転換  
がされました。そのことを盛り込んだ第3期介護保険事業計画に基づき、  
介護保険事業を行う費用を計上させていただいております。介護保険事  
業についても、市民の方に知っていただくよう啓発もし、予防事業に取り  
組みたいと考えております。

詳細につきましては担当課長、担当主幹の方から説明いたしますので、  
よろしくお願いたします。

熊高委員長 沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 それでは、平成18年度介護保険特別会計につきましてご説明をいた  
します。

先ほど部長が申しましたように、第3期介護保険事業計画に基づき予  
算編成を行っております。一般会計のときにご説明申し上げましたよう  
に、一般会計の老人福祉費のうち、啓発事業あるいは地域住民支援事業、  
介護予防教室、相談事業、在宅介護支援センター運営事業、認知症高齢  
者対策、家族支援対策等が介護保険の地域支援事業に移行してまいりま  
す。

また、介護予防特定高齢者のケアマネジメント業務あるいは包括的、  
継続的ケアマネジメント業務が新たに生まれ、要支援2という新しい認  
定が出るため、介護サービス費から介護予防サービス費への経費の移動  
が行われてまいります。

それでは、具体的な説明につきまして、歳入につきましては予算書の方  
で説明をさせていただきたいと思っております。予算書は148ページになり  
ます。歳入、款1、保険料、項1、介護保険料、目1、第1号被保険者保険  
料は、第3期介護保険事業計画及び介護保険条例の一部を改正する条例  
を提出させていただきましたように、保険料基準額、月額で申しますと

4,400円の基準額で6段階の設定で保険料を算出したしております。

款の2、使用料及び手数料、項の1、使用料、目1、総務手数料は、証明手数料として1,000円存目を計上しております。

款の3、国庫支出金、項の1、国庫負担金、目の1、介護給付費負担金は、介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の国庫負担分20%部分でございます。

149ページに参りまして、項の2、国庫補助金、目の1、調整交付金は、基本的にはサービス給付費の国庫負担分5%部分でございますが、これに各保険者の事情によります加算、例えば後期高齢者が多く、サービスの費用が多たであるとか、高齢者の収入が低く、保険料基準額を高く設定する必要があるなどの保険者のいろいろな事情が加味されて、調整交付金をはじき出しております。

なお、このように国庫の負担金は、合計で原則25%となっておりますが、平成18年度の制度改正によりまして、施設給付費分につきましては、今年度から25%から20%へ5%減額されております。

目の2、地域支援事業費（交付金）（介護予防事業費）は、地域支援事業のうち一般高齢者及び特定高齢者に対する介護予防事業の国庫負担分25%部分でございます。目の3、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業の国庫負担分40.5%部分でございます。

下の款の4、支払基金交付金、項の1、支払基金交付金、目の1、介護給付費交付金は、介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の第2号被保険者保険料負担部分31%でございます。目の2、地域支援事業支援交付金は、地域支援事業のうち介護予防事業費の第2号被保険者の保険料負担部分31%部分でございます。

続きまして、150ページをお願いいたします。150ページ、款の5、県支出金、項の1、県負担金、目の1、介護給付費負担金は、介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の県負担部分12.5%部分でございます。

なお、先ほど国費で申しました施設給付費につきましては、今年度から国費が5%減額をされまして、県負担金が12.5%から17.5%へ国費の減額分を県が負担する仕組みとなっております。

項の2、財政安定化基金支出金、目の1、貸付金は、保険料財源が不足した場合に、県の財政安定化基金から借り入れるものでございますが、存目でございます。

項の3、県補助金、目の1、地域支援事業交付金（介護予防事業）は、地域支援事業のうち介護予防事業費の県負担部分12.5%部分でございます。目の2、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業費の県負担部分20.25%部分でございます。

続いて、151ページになりますが、款の6、財産収入、項の1、財産運用収入、目の1、利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利息で

ございます。

款の7、寄附金につきましては、存目でございます。

款の8、繰入金、項の1、基金繰入金、目の1、介護給付準備基金繰入金も、存目でございます。

続いて、152ページをお願いいたします。款の8、繰入金、項の2、一般会計繰入金、目の1、介護給付費繰入金は、介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の市の負担部分12.5%部分でございます。目の2、地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、地域支援事業のうち介護予防事業費の市の負担部分12.5%部分でございます。目の3、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業費の市の負担部分20.25%部分でございます。目の4、その他一般会計繰入金は、職員人件費、介護認定に関する経費、保険料の賦課徴収等事務費に要する経費の繰り入れでございます。

款の9、繰越金は、存目で1,000円計上をしております。

153ページでございます。款の10、諸収入、項の1、延滞金及び過料、目の1、第1号被保険者の延滞金、目の2、第1号被保険者加算金、目の3、過料は、存目でございます。

項の2、預金利子、目の1、預金利子は、歳計現金の利子でございます。

項の3、雑入、目の1、滞納処分費につきましても存目でございます。目の2、第三者納付金も存目でございます。目の3の雑入は、情報提供のコピー代でございます。

それでは、歳出につきましては、当初予算の説明資料、23ページの一番下になりますが、予算書で申しますと154ページ以降に歳出がなります。介護保険制度改正によりまして、要介護と認定された高齢者に対する介護サービス給付費と要支援1・2と認定された高齢者に対します介護予防サービス給付費、そして一般会計から回ってまいります地域支援事業として、一般高齢者、特定高齢者に対する介護予防事業、包括的支援事業・任意事業と一般高齢者から要介護者高齢者、要支援高齢者、要介護高齢者まで継続的な予防介護を提供する仕組みと今回となっております。

なお、歳出の予算費目も新しい予算費目が出てきております。きょう、お手元に配付させていただきました福祉保健部の資料、5ページ、6ページに各目の内容説明をつけておりますので、後ほどご一読をお願いいたします。

各事業の中身についてのご説明を申し上げます。介護サービス事業費におきましては、要支援2と認定される高齢者のサービスが介護予防サービス事業費に移行いたしますので、各費目とも額を昨年度から大きく減額をしております。ただし、新たなサービス、地域密着型介護サービス給付費を起こしまして、それと居宅サービス計画給付費、いわゆるケアプランを作成する経費でございますが、これにつきましては、要介護認定者に対する報酬が大きく見直されまして、額が増額をしております。

先ほど申しました、今年度から始まる地域密着型のサービスにつきま

しては、認可、指導等の権限が市となります。第3期の介護保険事業にも計画いたしておりますが、今年度、地域密着型サービスを吉田・八千代地区に予定をしております。具体的には、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護の3施設でございます。4月以降、事業者の募集、審査、認可の事務を進めて、今年度中には地域密着型サービス事業所が運営を開始されるよう事務を進めたいと考えております。

介護予防サービス事業につきましては、要支援1・2と認定される高齢者のサービス給付費を事業計画に基づき計上しております。

予算書の160ページに特定入所者介護サービス等費という目がございます。これが昨年の当初予算にはございませんでした。この特定入所者介護サービス等費は、昨年10月の介護保険制度改正によります施設入所者の食費、居住費の自己負担が発生してまいりますが、この食費、居住費の低所得者対策にこれになります。

地域支援事業のうち介護予防事業は、多くが一般会計の老人福祉費から移行してきたものでございます。要支援、要介護状態に陥る可能性のある特定高齢者に行うサービス、また一般高齢者を対象としたサービスや啓発事業を組んでおります。具体的には、特定高齢者の把握事業、通所型の介護予防事業、訪問事業、ふれあいサロンの助成事業、講演会の開催等を計画をしております。

地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業は、特定高齢者のケアマネジメント、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント業務、認知症高齢者対策、家族介護支援事業などを予算化しております。具体的には、地域包括支援センター職員の人件費、地域の相談窓口の在宅介護支援センターの運営費、高齢者虐待防止等の啓発、成年後見制度あるいは徘徊高齢者の家族支援、家族介護者教室の開催、家族介護用品の支給事業、寝たきり高齢者の介護手当などでございます。

このうち今年度の一般会計から移行してまいりますが、今年度の特徴といたしまして、地域支援事業の任意事業におきまして、保険料財源を有効に活用するために施策の重点化を行っております。その1つが家族介護者交流事業を家族介護教室に統合しております。また、在宅で介護しておられる家族支援といたしまして、在宅寝たきり老人等介護慰労金を支給しておりましたが、支給月額を17年度で申しますと8,500円から5,000円に見直し、所得制限を新たに導入いたします。

逆に、これまで所得制限を設けておりました家族介護用品支給事業につきましては、介護用品の支給額は年間で申しますと下がってまいりますが、対象となる高齢者の介護度を緩和しまして、所得制限を廃止いたしております。この制度改正は周知期間を設け、平成18年10月の実施としたいと考えております。家族支援に対しまして現金の給付から、実際介護に必要なものへの転換をするものでございます。

以上で介護保険事業の説明を終わらせていただきます。

熊高委員長 以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
明木委員。

明木委員 非常に何かタイムリーにけさの新聞に出とったんですけど、県北3市の介護保険料についての比較が出てたわけなんですけど、実際に今、本市におきまして介護給付準備基金については17年度に取り崩しを行われて、今の段階では非常に残高が少なくなってるわけなんですけど、それにより今回、庄原市におきましては、それを充当して、新保険料を非常に低いところで設定をされてきてるわけなんですけど。まだまだこれは今後3年間にわたっての対応なんですけど、まだ高齢者率が上がり、介護についてはもっともっと充実が望まれてくる、また負担もふえてくるというふうに考えられるんですけど、やはり県北3市を比べてみても、安芸高田市が非常に高いわけなんですけど、このあたり、今後の施策としてどのように考えられてるのか、お伺いするところです。

熊高委員長 答弁を求めます。  
沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 けさの中国新聞に県北3市の次期介護保険料の記事が載っております。ご質問にございました準備基金につきましては、安芸高田市では平成17年度末でほとんど残額がゼロになるという見込みを持っております。この準備基金につきましては、保険料を徴収してサービス費用が要らなかった、いわゆる余ったお金という基本的には考え方でございますので、この基金が残っておるということが決していいことではないものと考えております。

なお、準備基金が残りましたら、庄原市のように次期の介護保険事業計画の中にそれを取り崩しを組み入れて、時期の介護保険料を抑えるという手段を講じております。

もう1点ご指摘のように、今後、高齢化率も伸びてくる予測をしております。また、そういうことにつきましても、第3期介護保険計画におきまして、今後とも後期高齢者の人口もふえるし、介護サービス給付費はこの3年間伸びていくだろうと、そういう予測をもとに、今回の保険料をはじめさせていただきました。

今後の介護保険の施策の展開でございますが、まだ他市との最終的な分析は行っておりませんが、計画づくりをする中途に他市町村の介護保険料の見込み等で分析をさせていただきましたところ、庄原市、三次市と比べて非常に安芸高田市、施設サービスの費用が1人当たりたくさんかかっておる状況でございます。それは特別養護老人ホームあるいは介護療養型の医療ベット、こちらの方で高齢者1人当たり直しますと、大変高額な費用を要しておるということになっております。

こうした状況になるには、やはり高齢者のひとり暮らし、あるいは高齢者だけの世帯の増加、これが一つの要因であろうと考えております。

介護の基本はやはり家族介護であろうというふうには理解をしておりますが、そちらの面の皆さんの理解をいただき、また地域でのしっかりとした横の連携を今後つくっていき、そして公的な在宅福祉事業を充実する中で、できる限り住みなれた地域で在宅で暮らしていただけると、こういうシステムをつくるのが、今後の安芸高田市の介護保険の保険料を見る上で、必要な施策であろうというふうに考え、前回の委員会の折にもお話をさせていただきましたが、介護予防をしっかりと充実をこの3年間行いまして、次期の事業計画におきましては、保険料を大きく上げることが必要でないよう、在宅福祉事業、介護予防事業、健康づくり事業を充実をしていきたいと考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 これを見ても非常によくわかるんですけど、高齢者率が上がっていき、保険料も上がっていく。また、今までいろんなほかのところの予算等を見て、いろんな議論が行われてきましたけど、ほかのところでも負担がふえてきてると。だんだんだんだんこの安芸高田市に住むこと自体が、3市を比べても負担ばかりふえてくる安芸高田市になってきてしまえば、やはり若者定住を望んでも、人口増を望んでも厳しいことになってくるんじゃないかなというふうなことを考えられるんですけど、その辺を市長はどのようにお考えでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 介護保険料が上がるという問題については、それぞれの地域の実態もあると思いますが、私は、同じような中山間地の地域の実態というのは、余り大きな差はない、大体同じような状況であろうというように思います。したがって、介護保険料が上がらないことを願うわけですが、ご指摘のとおり、私のところも大体三次よりかちょっと上がっておるようでございます。そういうことで、数字からいいますと、やはり高い数字が出ておるということでございます。これを幾らにするかというのは、いろいろ事務レベルでも検討を重ねてきたわけですが、やはり要るものは要るということで、それをどのように抑えてくるかというのが今からの介護保険の大きなねらいであるわけですが、本当に介護保険料が下がるような方向に努力はしていきたいというように思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第56号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計予

算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長

それでは、予算書の173ページをお開きくださいませ。

平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,796万4,000円でございます。また、一時借入金金の借り入れの最高額は1,000万円と定めさせていただくものでございます。

本予算は、新しくできた特別会計でございます。今回の介護保険制度改正によりまして、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置いたします地域包括支援センターの機能の一部、介護予防支援事業の運営を担い、要支援1・2の被保険者のケアマネジメントを行う費用を計上させていただいております。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

熊高委員長

引き続き説明を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長

それでは、平成18年度介護サービス特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

今回の介護保険制度改正によりまして、地域包括支援センターを市が設置してまいります。この設置に伴いまして、要支援1・2と認定された高齢者の居宅介護予防サービス計画、いわゆるケアプランにつきましては、この地域包括支援センターが担うこととなります。そのケアマネジメントを行う介護予防支援事業所としての勘定でございます。国の指導によりまして介護保険の保険者としての勘定と事業所としての勘定を同一会計で処理しないようにという国の指導がございましたので、この特別会計を設置をさせていただきました。

それでは、歳入につきましては、予算書に基づき説明をさせていただきます。178ページでございます。款の1のサービス収入、項の1、介護予防給付費収入、目の1、介護予防サービス計画費収入は、この事業所が担当する要支援1・2の認定者の介護予防サービス計画作成に対する介護報酬でございます。国保連合会から入ってまいります。

続いて、款の2の繰入金、項の1の一般会計繰入金でございますが、こちらにつきましては、一般会計からの繰り入れでございます。

款の3の諸収入、項の1の預金利子、これは歳計現金の利子でございます。

179ページの款の3の諸収入、項の2の雑入、目の1の雑入は、存目でございます。

続いて、歳出につきましても、予算書の方で説明をさせていただきたいと思っております。歳出、180ページでございます。款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費につきましては、地域包括支援センター職員の人件費でございます。要支援1・2の認定者に対しますケアプ

ランを作成いたします保健師の person 費でございます。

款の2、サービス事業費、項の1、介護予防支援事業費、目の1、介護予防支援事業費につきましては、要支援1・2の認定者のケアプランを作成する事務的な経費、あるいは市内の居宅介護支援事業所に一部委託を出します委託料が主なものでございます。

181ページでございますが、款の3の諸支出金、項の1の繰出金、目の1の一般会計繰出金につきましては、存目として設けております。

款の4の予備費につきましては、予備費といたしまして30万円計上をしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

熊高委員長 これで説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

金行委員。

金行委員 1点お聞きします。この新特別会計のサービスでございますが、これによって職員の増とかいうのは現状維持で考えておられるのか、それを1点お聞きします。

熊高委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 こちらの会計が直接担当いたしますケアプランの作成につきましては、現在、市の保健師の方で担当するように考えておりまして、人員の増はこちらの方ではありません。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の審査日程はすべて終了いたしました。

次回は、明17日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労でした。

~~~~~

午後3時51分 散会